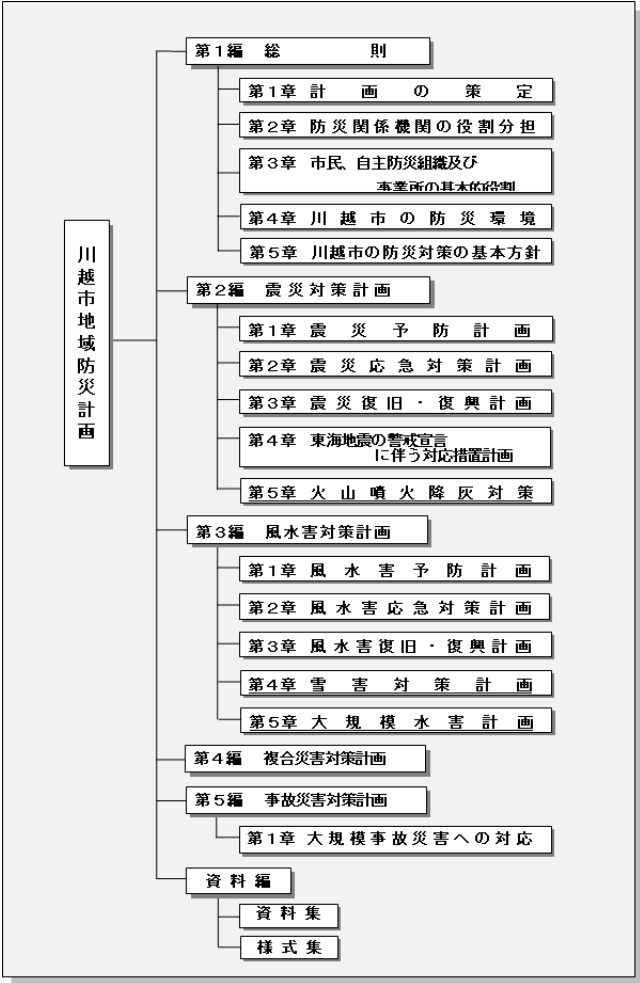
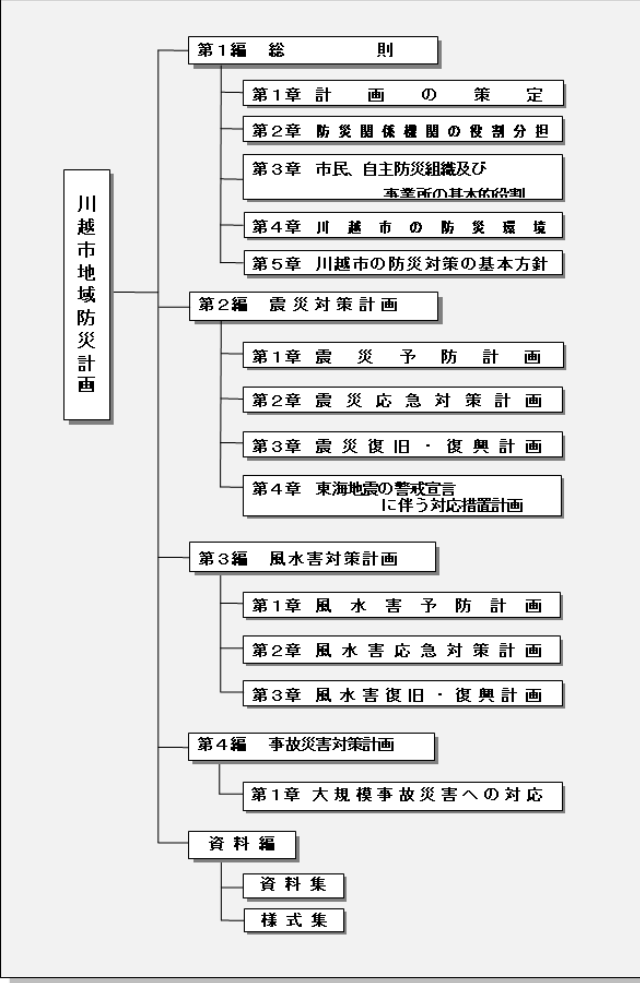


## 川越市地域防災計画（平成26年度修正）

### 【新旧対照表】

#### 【参考】新旧対照表作成に関わる条件

- 新旧対照表には“防災計画の本質に関わる修正内容”を整理しています。（数値の更新、誤記の修正、送り仮名・漢字の統一、用語（名称）の統一・更新、接続詞・語尾の修正、その他意図が変わらない微修正、資料編・様式集に関わる修正等、地域防災計画の本質に関わる修正でない協議の必要のない修正は整理の対象外としています。）
- 新文書で追加した事項を下線、旧文書で削除した事項を二重取り消し線で示しています。
- 「修正根拠・理由」については、次の略称を用いています。
  - ・ 県 H25：埼玉県地域防災計画 平成 26 年 3 月
  - ・ 県 H26 案：埼玉県地域防災計画 平成 26 年 9 月改正案
  - ・ 災対法：災害対策基本法
  - ・ 耐震改修促進法：建築物の耐震改修の促進に関する法律
  - ・ 土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
1	新 1-3	<p>第1編 総則編            第1章 計画の策定            第1節 計画の概要            第4 計画の構成            ■川越市地域防災計画の構成</p> 	<p>第1編 総則編            第1章 計画の策定            第1節 計画の概要            第4 計画の構成            ■川越市地域防災計画の構成</p> 	<p>修正根拠・理由            ・構成の変更</p>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
2	新 1-7	<p><b>第2節 計画の基本方針</b>  <b>第1 川越市総合計画</b>  <b>■分野別の基本目標</b></p>	<p><b>第2節 計画の基本方針</b>  <b>第1 川越市総合計画</b>  <b>■分野別の基本目標</b></p>	・総合計画との整合
3	新 1-11	<p><b>第2章 防災関係機関の役割分担</b>  <b>第1節 川越市防災会議</b>  <b>第1 組織</b></p> <p>川越市防災会議は、市長を会長とし、各防災関係機関の長又は職員のうちから任命された委員をもって組織し、併せて、委員を補佐するものとして、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命する。</p> <p>防災会議の庶務は、総務部防災危機管理課がこれにあたる。</p> <p><u>なお、防災会議委員には、女性委員数に配慮して委員を任命し、防災会議への女性の参画を図る。</u></p>	<p><b>第2章 防災関係機関の役割分担</b>  <b>第1節 川越市防災会議</b>  <b>第1 組織</b></p> <p>川越市防災会議は、市長を会長とし、各防災関係機関の長又は職員のうちから任命された委員をもって組織し、併せて、委員を補佐するものとして、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命する。</p> <p>防災会議の庶務は、総務部防災危機管理課がこれにあたる</p>	・県H25
4	新 1-14	<p><b>第2節 防災関係機関の業務の大綱</b>  <b>第3 県の機関</b>  <b>【埼玉県】</b></p>	<p><b>第2節 防災関係機関の業務の大綱</b>  <b>第3 県の機関</b>  <b>【埼玉県】</b></p>	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>(1) <u>自助・共助・公助による防災力の向上に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>災害に強いまちづくりの推進に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>交通ネットワーク・ライフライン等の確保に関する</u>こと。</p> <p>(4) <u>応急対応力の強化に関する</u>こと。</p> <p>(5) <u>情報収集・伝達体制の整備に関する</u>こと。</p> <p>(6) <u>医療救護等対策に関する</u>こと。</p> <p>(7) <u>帰宅困難者対策に関する</u>こと。</p> <p>(8) <u>避難対策に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>災害時の要配慮者対策に関する</u>こと。</p> <p>(10) <u>物資供給・輸送対策に関する</u>こと。</p> <p>(11) <u>県民生活の早期再建に関する</u>こと。</p> <p>(12) <u>災害復興に関する</u>こと。</p>	<p><del>1 災害予防</del></p> <p><del>(1) 防災に関する組織の整備に関する</del>こと。</p> <p><del>(2) 防災に関する訓練の実施に関する</del>こと。</p> <p><del>(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄及び点検に関する</del>こと。</p> <p><del>(4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する</del>こと。</p> <p><del>(5) 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害 応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する</del>こと。</p> <p><del>2 災害応急対策</del></p> <p><del>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する</del>こと。</p> <p><del>(2) 消防、水防その他の応急措置に関する</del>こと。</p> <p><del>(3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する</del>こと。</p> <p><del>(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する</del>こと。</p> <p><del>(5) 施設及び設備の応急復旧に関する</del>こと。</p> <p><del>(6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する</del>こと。</p> <p><del>(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 に関する</del>こと。</p> <p><del>(8) 緊急輸送の確保に関する</del>こと。</p> <p><del>(9) 前各号に掲げるもののほか、災害の防御又は拡大防止のための 措置に関する</del>こと。</p>	
5	新 1-15	<p>第5 指定地方行政機関</p> <p>【東京管区気象台（熊谷地方気象台）】</p> <p>(1) 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する こと。</p> <p>(2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信 等の施設及び設備の整備に関すること。</p> <p>(3) 気象、地象(地震にあつては、<u>発生した断層運動による地震動</u></p>	<p>第5 指定地方行政機関</p> <p>【東京管区気象台（熊谷地方気象台）】</p> <p>(1) 気象、地象、<del>地動及び</del>水象の観測並びにその成果の収集及び発 表に関すること。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、<u>地震動に限る。</u>)<del>及び</del>水象の予報、</p>	・ 県H25



No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>に限る。)水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関すること。</p> <p><u>(4) 緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u></p> <p><u>(5) 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。</u></p> <p><u>(6) 災害発生時（発生が予想される時を含む）において県や市に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと。</u></p> <p><u>(7) 県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</u></p>	<p><del>注意報、警報、特別警報に関すること。</del></p> <p><del>(3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。</del></p> <p><del>(4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。</del></p>	
6	新 1-16	<p>【関東農政局】</p> <p>(1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀を確保、供給すること。</p>	<p>【関東農政局】</p> <p>(1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀、<del>乾パン</del>及び乾燥米飯を確保、供給すること。</p>	・内容の適正化
7	新 1-16	<p>【川越労働基準監督署】</p> <p>(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。</p> <p><u>(2) 職業の安定に関すること。</u></p>	<p>【川越労働基準監督署】</p> <p>(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。</p>	・県H25
8	新 1-16	<p>【国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所】</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 災害対策の推進に関すること。</p> <p>(2) 危機管理体制の整備に関すること。</p> <p>(3) 災害及び防災に関する研究、観測等の推進に関すること。</p> <p>(4) <u>防災教育等の実施に関すること。</u></p> <p><u>(5) 防災訓練に関すること。</u></p> <p><u>(6) 再発防止対策の実施に関すること。</u></p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害発生直前の対策に関すること。</p> <p>(2) 災害発生直後の情報の収集及び連絡並びに通信の確保に関する</p>	<p>【国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所】</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 災害対策の推進に関すること。</p> <p>(2) 危機管理体制の整備に関すること。</p> <p>(3) 災害及び防災に関する研究、観測等の推進に関すること。</p> <p>(4) 防災教育等実施に関すること。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害発生直前の対策に関すること。</p> <p>(2) 災害発生直後の情報の収集及び連絡並びに通信の確保に関する</p>	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>ること。</p> <p>(3) 活動体制の確立に関すること。</p> <p>(4) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。</p> <p>(5) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。</p> <p>(6) 災害発生時における応急工事等の実施に関すること。</p> <p>(7) 緊急輸送に関すること。</p> <p>(8) 二次災害の防止対策に関すること。</p> <p><u>(9) ライフライン施設の応急復旧に関すること。</u></p> <p><u>(10) 地方公共団体等への支援に関すること。</u></p> <p><u>(11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること。</u></p> <p><u>(12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること。</u></p> <p><u>(13) 被災者及び被災事業者に対する措置に関すること。</u></p> <p>3 災害復旧・復興 (略)</p>	<p>ること。</p> <p>(3) 活動体制の確立に関すること。</p> <p>(4) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。</p> <p>(5) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。</p> <p>(6) 災害発生時における応急工事等の実施に関すること。</p> <p>(7) 緊急輸送に関すること。</p> <p>(8) 二次災害の防止対策に関すること。</p> <p><del>(9) 地方公共団体等への支援に関すること。</del></p> <p><del>(10) 被災者及び被災事業者に対する措置に関すること。</del></p> <p>3 災害復旧・復興 (略)</p>	
9	新 1-17	<p><b>第7 指定公共機関</b></p> <p><b>【日本郵便株式会社 川越西支店】</b></p> <p><u>(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。</u></p> <p><u>(2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。</u></p>	<p><b>第7 指定公共機関</b></p> <p><b>【日本郵便株式会社 川越西支店】</b></p> <p><del>(1) 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること。</del></p> <p><del>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。</del></p> <p><del>(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。</del></p>	・ 県H25
10	新 1-18	<p><b>【東日本電信電話株式会社 埼玉事業部】</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>【東日本電信電話株式会社 埼玉支店】</b></p> <p>(略)</p>	・ 組織変更
11	新 1-18	<p><b>【NEXCO東日本株式会社 関東支社所沢管理事務所】</b></p> <p><u>(1) 東日本高速道路の保全に関すること。</u></p> <p><u>(2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること。</u></p>	<p><b>【NEXCO東日本株式会社 関東支社所沢管理事務所】</b></p> <p><del>高速自動車国道（関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道）に係る</del></p>	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<u>(3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること。</u>	<del>(1) 災害防止に関すること。</del> <del>(2) 被災点検、応急復旧工事等に関すること。</del> <del>(3) 災害時における利用者等へのう回路等の情報（案内）提供に関すること。</del> <del>(4) 災害復旧工事の施工に関すること。</del>	
12	新 1-18	<b>第8 指定地方公共機関</b> 【東武ステーションサービス株式会社 東武川越駅管区東武川越駅】	<b>第8 指定地方公共機関</b> 【東武鉄道株式会社 東武川越駅管区東武川越駅】	・組織変更
13	新 1-19	【埼玉県トラック協会 川越支部】 (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資等の輸送の協力に関すること。	【 <del>一般社団法人</del> 埼玉県トラック協会 川越支部】 (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。	・県H25
14	新 1-22	<b>第3章 市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割</b> 阪神・淡路大震災で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自らが守る」ということである。 市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、自発的に防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等防災に寄与するように努めなければならない。 また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材等を提供する事業者は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、市等の活動に協力するよう努めなければならない。（災対法第7条：住民等の責務）。	<b>第3章 市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割</b> 阪神・淡路大震災で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自らが守る」ということである。 市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。  また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない（災対法第7条：住民等の責務）。	・災対法改正

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
15	新 1-23	<b>第1節 市民の果たす役割</b> <b>第1 平常時から実施する事項</b> ①防災に関する知識の習得 ②災害教訓の伝承 ③地域固有の災害特性の理解及び認識 ④家屋等の耐震性の推進及び家具の転倒防止対策 ⑤家屋等の風水害対策 ⑥ブロック塀等の改修及び生垣化 ⑦火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置（ <u>消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置</u> ） ⑧避難場所及び避難路の確認 ⑨災害時の家庭内の連絡体制の決定 ⑩3日分（ <u>推奨1週間</u> ）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパーパー等生活必需品等の備蓄 ⑪非常用持出品（ <u>非常用食品、救急セット、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等</u> ）の準備 ⑫ <u>自主防災組織への参加</u> ⑬ <u>各種防災訓練や地域活動への参加</u> ⑭ <u>家庭での防災総点検の実施</u>	<b>第1節 市民の果たす役割</b> <b>第1 平常時から実施する事項</b> ①防災に関する知識の習得 ②災害教訓の伝承 ③地域固有の災害特性の理解及び認識 ④家屋等の耐震性の推進及び家具の転倒防止対策 ⑤家屋等の風水害対策 ⑥ブロック塀等の改修及び生垣化 ⑦火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置 ⑧避難場所及び避難路の確認 ⑨災害時の家庭内の連絡体制の決定 ⑩3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパーパー等生活必需品等の備蓄 ⑪非常用持出品（ <u>救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等</u> ）の準備 ⑫各種防災訓練の参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県H25</li> <li>・ 内容の適正化</li> </ul>
16	新 1-24	<b>第2 発災時に実施すべき事項</b> ①自らの身の安全の確保 ②正確な情報の把握及び伝達 ③出火防止措置及び初期消火の実施 ④家族の安否確認 ⑤適切な避難の実施、 <u>避難所でのゆずりあい</u> ⑥組織的な応急復旧活動への参加及び協力 ⑦ <u>風評に乗らず、風評を広めない</u>	<b>第2 発災時に実施すべき事項</b> ①自らの身の安全の確保 ②正確な情報の把握及び伝達 ③出火防止措置及び初期消火の実施 ④家族の安否確認 ⑤適切な避難の実施 ⑥組織的な応急復旧活動への参加及び協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県H25</li> </ul>



No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
17	新 1-25	<p><b>第2節 自主防災組織の果たす役割</b></p> <p><b>第2 発災時に実施すべき事項</b></p> <p>①対策本部の設置及び運営並びに各班との連絡調整</p> <p>②火災の初期消火並びに市災害対策本部及び関係機関への連絡</p> <p>③人員の確認及び地域住民の避難誘導</p> <p>④避難行動要支援者の保護及び安全確保</p> <p>⑤負傷者の応急救護及び医療機関との連携</p> <p>⑥避難所開設への協力</p> <p>⑦避難所運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）</p> <p>⑧被害状況及び災害情報の収集・報告・広報</p> <p>⑨救援物資の受入れ及び配分</p> <p>⑩食料及び飲料水の調達及び配分</p> <p>⑪防災資機材の活用</p>	<p><b>第2節 自主防災組織の果たす役割</b></p> <p><b>第2 発災時に実施すべき事項</b></p> <p>①対策本部の設置及び運営並びに各班との連絡調整</p> <p>②火災の初期消火並びに市災害対策本部及び関係機関への連絡</p> <p>③人員の確認及び地域住民の避難誘導</p> <p>④災害時要援護者の保護及び安全確保</p> <p>⑤負傷者の応急救護及び医療機関との連携</p> <p>⑥避難所開設への協力</p> <p>⑦避難所運営への積極的な協力</p> <p>⑧被害状況及び災害情報の収集・報告・広報</p> <p>⑨救援物資の受入れ及び配分</p> <p>⑩食料及び飲料水の調達及び配分</p> <p>⑪防災資機材の活用</p>	<p>・ 県H25</p>
18	新 1-34	<p><b>第4章 川越市の防災環境</b></p> <p><b>第1節 自然環境の特性</b></p> <p><b>第3 活断層</b></p> 	<p><b>第4章 川越市の防災環境</b></p> <p><b>第1節 自然環境の特性</b></p> <p><b>第3 活断層</b></p> 	<p>・ 内容の適正化</p>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																																																																																																																																																																														
19	新 1-35	<p><b>第4 河川</b></p> <p>本市域を流れる河川は荒川水系に属し、荒川、入間川等の一級河川（10河川）、天の川等の準用河川（<u>4河川</u>）その他普通河川、都市下水路等である。</p> <p>主要河川等の改修は、かなり進んでいるが、市街化の拡大により中小河川が都市型河川化したことから、豪雨時に流域内の雨水が円滑に流下できず所々で浸水の被害が発生している。</p> <p>また、本市の管理河川は準用河川の外に都市下水路（2路）、普通河川（<u>2,451河川</u>）があり、管理延長は838kmとなっている。</p> <p>河川改修は幹線河川を優先とし緊急性を勘案して整備を図っている。</p> <p>■主要河川の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>等級</th> <th>市内上流端</th> <th>市内下流端</th> <th>市内流路距離 (km)</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>荒川</td><td>一級河川</td><td>中老袋</td><td>古谷本郷</td><td>6.3</td><td>国土交通省</td></tr> <tr><td>入間川</td><td>一級河川</td><td>増形</td><td>古谷本郷</td><td>19.0</td><td>国土交通省・埼玉県</td></tr> <tr><td>越辺川</td><td>一級河川</td><td>福田</td><td>府川</td><td>2.0</td><td>国土交通省</td></tr> <tr><td>小畔川</td><td>一級河川</td><td>笠幡</td><td>福田</td><td>10.3</td><td>国土交通省・埼玉県</td></tr> <tr><td>南小畔川</td><td>一級河川</td><td>笠幡</td><td>笠幡</td><td>3.4</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>新河岸川</td><td>一級河川</td><td>上野田</td><td>洪井</td><td>11.7</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>不老川</td><td>一級河川</td><td>今福</td><td>砂</td><td>4.6</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>九十川</td><td>一級河川</td><td>古谷上</td><td>木野目</td><td>4.4</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>びん沼川</td><td>一級河川</td><td>古谷本郷</td><td>萱沼</td><td>2.7</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>新河岸川放水路</td><td>一級河川</td><td>洪井</td><td>洪井</td><td>0.7</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>天の川</td><td>準用河川</td><td>天沼新田</td><td>下小坂</td><td>3.8</td><td>川越市</td></tr> <tr><td>古川</td><td>準用河川</td><td>上寺山</td><td>府川</td><td>3.6</td><td>川越市</td></tr> <tr><td>今福川</td><td>準用河川</td><td>今福</td><td>中台元町1丁目</td><td>1.7</td><td>川越市</td></tr> <tr><td>久保川</td><td>準用河川</td><td>南大塚5丁目</td><td>岸町3丁目</td><td>2.5</td><td>川越市</td></tr> </tbody> </table> <p>平成26年度現在</p>	名称	等級	市内上流端	市内下流端	市内流路距離 (km)	管理者	荒川	一級河川	中老袋	古谷本郷	6.3	国土交通省	入間川	一級河川	増形	古谷本郷	19.0	国土交通省・埼玉県	越辺川	一級河川	福田	府川	2.0	国土交通省	小畔川	一級河川	笠幡	福田	10.3	国土交通省・埼玉県	南小畔川	一級河川	笠幡	笠幡	3.4	埼玉県	新河岸川	一級河川	上野田	洪井	11.7	埼玉県	不老川	一級河川	今福	砂	4.6	埼玉県	九十川	一級河川	古谷上	木野目	4.4	埼玉県	びん沼川	一級河川	古谷本郷	萱沼	2.7	埼玉県	新河岸川放水路	一級河川	洪井	洪井	0.7	埼玉県	天の川	準用河川	天沼新田	下小坂	3.8	川越市	古川	準用河川	上寺山	府川	3.6	川越市	今福川	準用河川	今福	中台元町1丁目	1.7	川越市	久保川	準用河川	南大塚5丁目	岸町3丁目	2.5	川越市	<p><b>第4 河川</b></p> <p>本市域を流れる河川は荒川水系に属し、荒川、入間川等の一級河川（10河川）、天の川等の準用河川（<del>3河川</del>）その他普通河川、都市下水路等である。</p> <p>主要河川等の改修は、かなり進んでいるが、市街化の拡大により中小河川が都市型河川化したことから、豪雨時に流域内の雨水が円滑に流下できず所々で浸水の被害が発生している。</p> <p>また、本市の管理河川は準用河川の外に都市下水路（2路）、普通河川（<del>2,452河川</del>）があり、管理延長は<del>843km</del>となっている。</p> <p>河川改修は幹線河川を優先とし緊急性を勘案して整備を図っている。</p> <p>■主要河川の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>等級</th> <th>市内上流端</th> <th>市内下流端</th> <th>市内流路距離 (km)</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>荒川</td><td>1級河川</td><td>中老袋</td><td>古谷本郷</td><td>6.3</td><td>国土交通省</td></tr> <tr><td>入間川</td><td>1級河川</td><td>増形</td><td>古谷本郷</td><td>19.0</td><td>国土交通省・埼玉県</td></tr> <tr><td>越辺川</td><td>1級河川</td><td>福田</td><td>府川</td><td>2.0</td><td>国土交通省</td></tr> <tr><td>小畔川</td><td>1級河川</td><td>笠幡</td><td>福田</td><td>10.3</td><td>国土交通省・埼玉県</td></tr> <tr><td>南小畔川</td><td>1級河川</td><td>笠幡</td><td>笠幡</td><td>3.4</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>新河岸川</td><td>1級河川</td><td>上野田</td><td>洪井</td><td>11.7</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>不老川</td><td>1級河川</td><td>今福</td><td>砂</td><td>4.6</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>九十川</td><td>1級河川</td><td>古谷上</td><td>木野目</td><td>4.4</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>びん沼川</td><td>1級河川</td><td>古谷本郷</td><td>萱沼</td><td>2.7</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>新河岸川放水路</td><td>1級河川</td><td>洪井</td><td>洪井</td><td>0.7</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>天の川</td><td>準用河川</td><td>天沼新田</td><td>下小坂</td><td>3.8</td><td>川越市</td></tr> <tr><td>古川</td><td>準用河川</td><td>上寺山</td><td>府川</td><td>3.6</td><td>川越市</td></tr> <tr><td>今福川</td><td>準用河川</td><td>今福</td><td>今福</td><td>1.7</td><td>川越市</td></tr> </tbody> </table> <p>出典）「平成14年度 川越市河川台帳」</p>	名称	等級	市内上流端	市内下流端	市内流路距離 (km)	管理者	荒川	1級河川	中老袋	古谷本郷	6.3	国土交通省	入間川	1級河川	増形	古谷本郷	19.0	国土交通省・埼玉県	越辺川	1級河川	福田	府川	2.0	国土交通省	小畔川	1級河川	笠幡	福田	10.3	国土交通省・埼玉県	南小畔川	1級河川	笠幡	笠幡	3.4	埼玉県	新河岸川	1級河川	上野田	洪井	11.7	埼玉県	不老川	1級河川	今福	砂	4.6	埼玉県	九十川	1級河川	古谷上	木野目	4.4	埼玉県	びん沼川	1級河川	古谷本郷	萱沼	2.7	埼玉県	新河岸川放水路	1級河川	洪井	洪井	0.7	埼玉県	天の川	準用河川	天沼新田	下小坂	3.8	川越市	古川	準用河川	上寺山	府川	3.6	川越市	今福川	準用河川	今福	今福	1.7	川越市	・内容の適正化
名称	等級	市内上流端	市内下流端	市内流路距離 (km)	管理者																																																																																																																																																																													
荒川	一級河川	中老袋	古谷本郷	6.3	国土交通省																																																																																																																																																																													
入間川	一級河川	増形	古谷本郷	19.0	国土交通省・埼玉県																																																																																																																																																																													
越辺川	一級河川	福田	府川	2.0	国土交通省																																																																																																																																																																													
小畔川	一級河川	笠幡	福田	10.3	国土交通省・埼玉県																																																																																																																																																																													
南小畔川	一級河川	笠幡	笠幡	3.4	埼玉県																																																																																																																																																																													
新河岸川	一級河川	上野田	洪井	11.7	埼玉県																																																																																																																																																																													
不老川	一級河川	今福	砂	4.6	埼玉県																																																																																																																																																																													
九十川	一級河川	古谷上	木野目	4.4	埼玉県																																																																																																																																																																													
びん沼川	一級河川	古谷本郷	萱沼	2.7	埼玉県																																																																																																																																																																													
新河岸川放水路	一級河川	洪井	洪井	0.7	埼玉県																																																																																																																																																																													
天の川	準用河川	天沼新田	下小坂	3.8	川越市																																																																																																																																																																													
古川	準用河川	上寺山	府川	3.6	川越市																																																																																																																																																																													
今福川	準用河川	今福	中台元町1丁目	1.7	川越市																																																																																																																																																																													
久保川	準用河川	南大塚5丁目	岸町3丁目	2.5	川越市																																																																																																																																																																													
名称	等級	市内上流端	市内下流端	市内流路距離 (km)	管理者																																																																																																																																																																													
荒川	1級河川	中老袋	古谷本郷	6.3	国土交通省																																																																																																																																																																													
入間川	1級河川	増形	古谷本郷	19.0	国土交通省・埼玉県																																																																																																																																																																													
越辺川	1級河川	福田	府川	2.0	国土交通省																																																																																																																																																																													
小畔川	1級河川	笠幡	福田	10.3	国土交通省・埼玉県																																																																																																																																																																													
南小畔川	1級河川	笠幡	笠幡	3.4	埼玉県																																																																																																																																																																													
新河岸川	1級河川	上野田	洪井	11.7	埼玉県																																																																																																																																																																													
不老川	1級河川	今福	砂	4.6	埼玉県																																																																																																																																																																													
九十川	1級河川	古谷上	木野目	4.4	埼玉県																																																																																																																																																																													
びん沼川	1級河川	古谷本郷	萱沼	2.7	埼玉県																																																																																																																																																																													
新河岸川放水路	1級河川	洪井	洪井	0.7	埼玉県																																																																																																																																																																													
天の川	準用河川	天沼新田	下小坂	3.8	川越市																																																																																																																																																																													
古川	準用河川	上寺山	府川	3.6	川越市																																																																																																																																																																													
今福川	準用河川	今福	今福	1.7	川越市																																																																																																																																																																													
20	新 1-41	<p><b>第2節 社会環境の特性</b></p> <p>本市は、今もなお昔の面影を残す歴史的な町並みの存在に加え、再開発事業による駅前整備などにより、その活気と魅力を保ちながら更なる発展を遂げており、現在も歴史的な町並みなど既存の景観と調和した建築物の施工、街路整備、電線地中化など、都市景観を尊重した街づくりを進めている。</p>	<p><b>第2節 社会環境の特性</b></p> <p>本市は、今もなお昔の面影を残す歴史的な町並みの存在に加え、再開発事業による駅前整備などにより、その活気と魅力を保ちながら更なる発展を遂げており、現在も歴史的な町並みなど既存の景観と調和した建築物の施工、街路整備、電線地中化など、都市景観を尊重した街づくりを進めている。</p>	・内容の適正化																																																																																																																																																																														

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>また、本市は、歴史的な背景から昭和30年の旧川越市と周辺9村ごとのまとまりを基本に、市役所市民センター管轄によって12地区に区分されている。なかでも、本庁管内は約10万人と人口が最も多い地区になっており、また、古い町並みが多く木造家屋などが密集していることから、火災や地震などの災害に対応した耐震不燃化などの防災対策が最も求められている地区である。また、高階地区は、人口が5万人を超え、市内で最も人口密度の高い地区となっている。なお、南古谷地区では、近年中層マンション等の建設が進み、人口が急激に増加している。</p> <p>(略)</p>	<p>また、本市は、歴史的な背景から昭和30年の旧川越市と周辺9村ごとのまとまりを基本に、市役所出張所管轄によって11地区に区分されている。なかでも、本庁管内は約10万人と人口が最も多い地区になっており、また、古い町並みが多く木造家屋などが密集していることから、火災や地震などの災害に対応した耐震不燃化などの防災対策が最も求められている地区である。また、高階地区は、人口が5万人を超え、市内で最も人口密度の高い地区となっている。なお、南古谷地区では、近年中層マンション等の建設が進み、人口が急激に増加している。</p> <p>(略)</p>	
21	新 1-63	<p><b>第5章 川越市の防災対策の基本方針</b></p> <p><b>第1節 震災対策の基本方針</b></p> <p><b>第2 震災対策の目標</b></p> <p>2.1 埼玉県の下減災目標</p> <p>埼玉県では、最近の学術的な知見や、国の中央防災会議及び地震調査研究推進本部による地震の評価結果を考慮し、「東京湾北部地震」をはじめとする5地震（「■想定地震の概要」）を対象に、地震被害想定を行っている（参照「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県）。県では、地震被害想定結果を参考に、減災目標の設定及び目標達成への主な対策を明示し、被害を最小化する取組を進めるものとしている。</p> <p>(1) 減災目標</p>	<p><b>第5章 川越市の防災対策の基本方針</b></p> <p><b>第1節 震災対策の基本方針</b></p> <p><b>第2 震災対策の目標</b></p> <p>2.1 埼玉県の下急対策の目標フレーム</p> <p><del>埼玉県は、最大の被害を発生させる「東京湾北部地震」の災害状況を①救助・医療、②避難生活、③応急復旧、④災害時要援護者の観点から防災関係機関等が具体的な応急対策を講じる目標フレームとして設定している（参照「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成23年11月、埼玉県防災会議）。</del></p> <p><del>さらに、</del>最近の学術的な知見や、国の中央防災会議及び地震調査研究推進本部による地震の評価結果を考慮し、「東京湾北部地震」をはじめとする5地震（「■想定地震の概要」）を対象に、地震被害想定を行っている（参照「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県H25</li> <li>・ 埼玉県：新たな震災対策行動計画（素案）</li> </ul>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由						
		<p>埼玉県地域防災計画では、次の「3つ減災目標」を掲げている。</p> <table border="1"> <tr> <td>減災目標①</td> <td>・死者・負傷者を約4,000人減少させる（約50%）</td> </tr> <tr> <td>減災目標②</td> <td>避難者（1週間後）を約3万人減少させる（約50%）</td> </tr> <tr> <td>減災目標③</td> <td>ライフラインを60日以内に95%以上復旧する。</td> </tr> </table> <p>(2) 目標達成に向けた取組</p> <p>県では、この目標達成に向け、地震被害想定調査の5つの想定地震を対象として「新たな埼玉県震災対策行動計画（素案）」において具体化を図っている。「3つの減災目標」の達成に特に効果的な次の8つの施策を「重点施策①」として、また、大規模地震発生時には、自助・共助が重要であることから、防災の原点である自助・共助の強化を「重点施策②」としている。</p> <p><b>【重点施策①】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化</li> <li>・家具の固定</li> <li>・感震ブレーカーの普及</li> <li>・防火・準防火地域の指定</li> <li>・消防団員の確保</li> <li>・自主防災組織の育成</li> <li>・応急危険度判定士の養成</li> <li>・ライフラインの早期復旧</li> </ul> <p><b>【重点施策②】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助の「3つの取組」</li> <li>・自主防災組織の活性化</li> </ul>	減災目標①	・死者・負傷者を約4,000人減少させる（約50%）	減災目標②	避難者（1週間後）を約3万人減少させる（約50%）	減災目標③	ライフラインを60日以内に95%以上復旧する。		
減災目標①	・死者・負傷者を約4,000人減少させる（約50%）									
減災目標②	避難者（1週間後）を約3万人減少させる（約50%）									
減災目標③	ライフラインを60日以内に95%以上復旧する。									
22	新 1-64	<p>2.2 本市の目標フレーム （略）</p> <p>本市が対策の目標とする各想定地震の震災規模は、次に示すとおりであり、具体的な減災目標を検討していくものとする。</p>	<p>2.2 本市の応急対策の目標フレーム （略）</p> <p>本市が対策の目標とする各想定地震の震災規模は、次に示すとおりである。</p>	・内容の適正化						

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																																																	
23	新 1-68	<b>第2節 風水害対策の基本方針</b> <b>第1 計画の目的</b> 風水害とは、台風・低気圧・竜巻等がもたらす強風による災害と、台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。 <u>なお、本計画では、同じ自然災害である積雪による災害についても風水害として取り扱うものとする。</u> （略）	<b>第2節 風水害対策の基本方針</b> <b>第1 計画の目的</b> 風水害とは、台風・低気圧・竜巻等がもたらす強風による災害と、台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。 （略）	・内容の適正化																																																	
24	新 1-70	<b>第3節 事故災害対策の基本方針</b> <b>第1 大規模事故災害の選定</b> <b>■本市に係る大規模事故災害の選定（抜粋）</b> <table border="1" data-bbox="322 657 1084 831"> <tr> <td rowspan="4">放射性物質及び原子力発電所事故災害</td> <td>核燃料物質使用許可事業所における事故</td> <td>市内に該当する事業所はない。</td> <td>×</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>輸送事故</td> <td>市内を通る関越自動車道、圏央道により核燃料物質が運ばれる。</td> <td>○</td> <td>本編で事故災害として取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>市域外の原子力事故</td> <td>発生が考えられる。</td> <td>○</td> <td>本編で事故災害として取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>人工衛星の落下</td> <td>発生する可能性はほとんどない。</td> <td>×</td> <td>—</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="322 898 1084 1067"> <tr> <td>電気通信設備災害</td> <td>電気通信設備の被災</td> <td>電気通信施設の被害は想定されるが、各事業者の対応業務である。</td> <td>○</td> <td>震災・風水害対策で対応可能</td> </tr> <tr> <td>電力施設災害</td> <td>電力施設の被災</td> <td>電力施設の被害は想定されるが、各事業者の対応業務である。</td> <td>○</td> <td>震災・風水害対策で対応可能</td> </tr> <tr> <td>ガス施設災害</td> <td>ガス施設の被災</td> <td>ガス施設の被害は想定される、各事業者の対応業務である。</td> <td>○</td> <td>震災・風水害対策で対応可能</td> </tr> </table>	放射性物質及び原子力発電所事故災害	核燃料物質使用許可事業所における事故	市内に該当する事業所はない。	×	—	輸送事故	市内を通る関越自動車道、圏央道により核燃料物質が運ばれる。	○	本編で事故災害として取り扱う。	市域外の原子力事故	発生が考えられる。	○	本編で事故災害として取り扱う。	人工衛星の落下	発生する可能性はほとんどない。	×	—	電気通信設備災害	電気通信設備の被災	電気通信施設の被害は想定されるが、各事業者の対応業務である。	○	震災・風水害対策で対応可能	電力施設災害	電力施設の被災	電力施設の被害は想定されるが、各事業者の対応業務である。	○	震災・風水害対策で対応可能	ガス施設災害	ガス施設の被災	ガス施設の被害は想定される、各事業者の対応業務である。	○	震災・風水害対策で対応可能	<b>第3節 事故災害対策の基本方針</b> <b>第1 大規模事故災害の選定</b> <b>■本市に係る大規模事故災害の選定（抜粋）</b> <table border="1" data-bbox="1140 657 1912 831"> <tr> <td rowspan="4">放射性物質事故災害</td> <td>核燃料物質使用許可事業所における事故</td> <td>市内に該当する事業所はない。</td> <td>×</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>輸送事故</td> <td>市内を通る関越自動車道、圏央道により核燃料物質が運ばれる。</td> <td>○</td> <td>本編で事故災害として取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>市域外の原子力事故</td> <td>発生が考えられる。</td> <td>○</td> <td>本編で事故災害として取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>人工衛星の落下</td> <td>発生する可能性はほとんどない。</td> <td>×</td> <td>—</td> </tr> </table> （新規）	放射性物質事故災害	核燃料物質使用許可事業所における事故	市内に該当する事業所はない。	×	—	輸送事故	市内を通る関越自動車道、圏央道により核燃料物質が運ばれる。	○	本編で事故災害として取り扱う。	市域外の原子力事故	発生が考えられる。	○	本編で事故災害として取り扱う。	人工衛星の落下	発生する可能性はほとんどない。	×	—	・県H25
放射性物質及び原子力発電所事故災害	核燃料物質使用許可事業所における事故	市内に該当する事業所はない。		×	—																																																
	輸送事故	市内を通る関越自動車道、圏央道により核燃料物質が運ばれる。		○	本編で事故災害として取り扱う。																																																
	市域外の原子力事故	発生が考えられる。		○	本編で事故災害として取り扱う。																																																
	人工衛星の落下	発生する可能性はほとんどない。	×	—																																																	
電気通信設備災害	電気通信設備の被災	電気通信施設の被害は想定されるが、各事業者の対応業務である。	○	震災・風水害対策で対応可能																																																	
電力施設災害	電力施設の被災	電力施設の被害は想定されるが、各事業者の対応業務である。	○	震災・風水害対策で対応可能																																																	
ガス施設災害	ガス施設の被災	ガス施設の被害は想定される、各事業者の対応業務である。	○	震災・風水害対策で対応可能																																																	
放射性物質事故災害	核燃料物質使用許可事業所における事故	市内に該当する事業所はない。	×	—																																																	
	輸送事故	市内を通る関越自動車道、圏央道により核燃料物質が運ばれる。	○	本編で事故災害として取り扱う。																																																	
	市域外の原子力事故	発生が考えられる。	○	本編で事故災害として取り扱う。																																																	
	人工衛星の落下	発生する可能性はほとんどない。	×	—																																																	
25	新 2-4	<b>第2編 震災対策計画</b> <b>第1章 震災予防計画</b> <b>第1節 震災に強い都市環境の整備</b> <b>第1 計画的なまちづくりの推進</b> 1.1 防災的土地利用計画の推進 (1) 防災都市づくりの基本方針 ②防災面に配慮した適正な土地利用の推進	<b>第2編 震災対策計画</b> <b>第1章 震災予防計画</b> <b>第1節 震災に強い都市環境の整備</b> <b>第1 計画的なまちづくりの推進</b> 1.1 防災的土地利用計画の推進 (1) 防災都市づくりの基本方針 ②土地利用の適正化	・県H25																																																	

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>防災都市づくりの基本である、市民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を<u>推進する</u>。</p> <p>□土地利用の規制・誘導  国土利用計画法に基づく<u>国土利用計画や土地利用基本計画等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全なまちづくりを進める。</u></p> <p>□土地情報の整備  適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。</p>	<p>防災都市づくりの基本である、市民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を<u>計画的に行う</u>。</p> <p>□土地利用の規制・誘導  国土利用計画法に<u>基づいて策定した</u>国土利用計画や土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な<u>規制を行う</u>ことにより、<u>地震に強い安全なまちづくりを誘導する</u>。</p> <p>□土地情報の整備  適正な土地利用により、<u>自然と共生した防災対策を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。</u></p>	
26	新 2-6	<p>(2) 市街地の整備等</p> <p>④地籍調査の推進  災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の<u>所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。</u></p>	<p>(2) 市街地の整備等</p> <p>④地籍調査の推進  <u>各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、錯そうしている土地の権利関係を明確にする地籍調査を、今後とも引き続き推進する。</u></p>	・ 県H25
27	新 2-6	<p>(3) 不燃化等の促進  市街地において木造住宅が密集している地域では、延焼の危険性が高いため、このような地域を中心に、不燃化対策を推進する。  <u>市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を推進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。</u></p> <p>①防火・準防火地域の指定  <u>市は、比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定める。</u></p>	<p>(3) 不燃化等の促進  市街地において木造住宅が密集している地域では、延焼の危険性が高いため、このような地域を中心に、不燃化対策を推進する。</p> <p>①防火・準防火地域の指定  <u>市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を推進し、不燃性・難燃性</u></p>	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<u>また、準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。</u>	<del>の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。建物が密集し震災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、居住環境整備事業等により、火災に強いまちづくりを進める。</del>	
28	新 2-7	1.2 地盤災害の予防 【防災危機管理課、都市計画課、建築指導課、開発指導課】  (1) 液状化危険地域の予防対策 ①液状化現象の調査研究及び公表 (略) <u>なお、市は、液状化ハザードマップ等を市民に公表している。</u>	1.2 地盤災害の予防 【防災危機管理課、都市計画課、建築指導課、 開発指導課、 <del>道路建設課</del> 】  (1) 液状化危険地域の予防対策 ①液状化現象の調査研究 (略)	・内容の適正化
29	新 2-8	(3) 造成地の予防対策 ①災害防止に関する指導等 <u>市は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて造成地における災害防止のための指導を行う。</u> また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。 ②指導基準 宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。 湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置(不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等)を促進する。	(3) 造成地の予防対策 ①災害防止に関する指導等 <del>造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成地開発許可、建築確認等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。</del> また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。 ②指導基準 宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。 湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置(不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等)の実施を指導する。	・県H25
30	—	(削除)	<del>(5) 土地利用の適正化 本市は各種調査の結果を踏まえ、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。</del>	・内容の適正化（重複）

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																
31	新 2-9	<p>1.3 防災空間の確保</p> <p>(1) 都市公園の整備</p> <p>(略)</p> <p>本市の都市公園は、平成26年3月31日現在で、298か所、約161haが整備され、市民一人当たりの都市公園面積は川越市都市公園条例が示す標準を下回っており、少子高齢化などの社会情勢に即応した公園整備がますます求められている。</p> <p>(略)</p> <p>■本市の公園の現状値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園数（箇所）</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>都市公園面積（ha）</td> <td>約161</td> </tr> <tr> <td>市民一人当たり都市公園面積（m<sup>2</sup>/人）</td> <td>4.63</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	都市公園数（箇所）	298	都市公園面積（ha）	約161	市民一人当たり都市公園面積（m <sup>2</sup> /人）	4.63	<p>1.3 防災空間の確保</p> <p>(1) 都市公園の整備</p> <p>(略)</p> <p>本市の都市公園は、平成25年3月31日現在で、295か所、約160haが整備され、市民一人当たりの都市公園面積は川越市都市公園条例が示す標準を下回っており、少子高齢化などの社会情勢に即応した公園整備がますます求められている。</p> <p>(略)</p> <p>■本市の公園の現状値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園数（箇所）</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>都市公園面積（ha）</td> <td>約160</td> </tr> <tr> <td>市民一人当たり都市公園面積（m<sup>2</sup>/人）</td> <td>4.49</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	都市公園数（箇所）	295	都市公園面積（ha）	約160	市民一人当たり都市公園面積（m <sup>2</sup> /人）	4.49	・内容の適正化
項目	内容																			
都市公園数（箇所）	298																			
都市公園面積（ha）	約161																			
市民一人当たり都市公園面積（m <sup>2</sup> /人）	4.63																			
項目	内容																			
都市公園数（箇所）	295																			
都市公園面積（ha）	約160																			
市民一人当たり都市公園面積（m <sup>2</sup> /人）	4.49																			
32	新 2-11	<p>第2 都市施設の安全対策</p> <p>2.1 建築物の耐震化</p> <p>平成17年11月に、耐震診断・改修の促進等を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」が改正され、平成18年1月26日に施行された。川越市では、平成21年3月に「川越市建築物耐震改修促進計画」を策定している。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 都市施設の安全対策</p> <p>2.1 建築物の耐震化</p> <p>平成17年11月に、耐震診断・改修の促進等を目的とした「耐震改修促進法」が改正され、平成18年1月26日に施行された。<del>埼玉県においても、平成19年3月「埼玉県建築物耐震改修促進計画」が策定された。</del></p> <p>(略)</p>	・内容の適正化																
33	新 2-12	<p>(1) 公共建築物の耐震化</p> <p>①旧耐震基準により建築された公共建築物</p> <p>本市所有の建築物については、震災時に防災拠点や避難所等として利用されるなど、多くの建築物が防災上重要な施設として利用される。大規模地震が発生した場合においても、施設の機能が維持できるように、計画的に耐震化を推進する。</p>	<p>(1) 公共建築物の耐震化</p> <p>①旧耐震基準により建築された公共建築物</p> <p>本市所有の建築物については、震災時に防災拠点や避難所等として利用されるなど、多くの建築物が防災上重要な施設として利用される。大規模地震が発生した場合においても、施設の機能が維持できるように、計画的な耐震診断の実施や耐震化に努めるものとす</p>	・耐震改修促進法改正																



No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>なお、次の建築物については、耐震改修促進法に基づき、耐震診断の実施及びその結果の公表が義務付けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物</li> <li>・学校、要配慮者が利用する大規模建築物</li> <li>・一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場、処理場</li> <li>・県及び市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物</li> <li>・県が指定する避難所等の防災拠点建築物</li> </ul>	<p><del>る。</del></p> <p>なお、防災活動の拠点となる施設、災害時要援護者が利用する施設及び耐震改修促進法第6条に規定された特定建築物については、<del>「川越市建築物耐震改修促進計画」において、具体的な目標等を定めた上で優先的に耐震化を促進する。</del></p>	
34	新 2-13	<p>(2) 一般建築物の耐震化</p> <p>①耐震化促進対策 (略)</p> <p><input type="checkbox"/>緊急輸送道路沿道閉塞建築物の実態把握及び耐震化の支援等</p> <p>市は、県が行う次の対策に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、道路を塞ぐおそれのある建築物の実態把握に努める。</li> <li>・また、震災時における緊急輸送道路の機能を確保するため、必要と認めるときは、閉塞建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修への支援を行うとともに、地震に対する安全性について指導、助言又は勧告を行う。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>②高層建築物等の防災対策</p> <p>市は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により届出を義務付けている高層建築物の建築にあたって、震災における安全性を確保するための措置に関する計画（防災計画）の内容について必要な指導又は助言を行う。</p> <p>③空き家等の実態把握</p> <p>市は、「川越市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認</p>	<p>(2) 一般建築物の耐震化</p> <p>①耐震化促進対策 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>・県H25</p>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<u>められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う。</u>		
35	一	(移動)	<p>(4) <del>建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備</del>  <del>被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定は、大地震により被災した建築物及び宅地を調査し、その後に発生する余震などによる建築物の倒壊や宅地の崩壊の危険性について判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的としている。</del></p> <p>① <del>被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備</del>  本市は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。</p> <p>② <del>被災宅地危険度判定に係る体制の整備</del>  本市は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士制度を活用することにより被災宅地危険度判定士を確保するものとする。</p>	・記載場所の変更
36	新 2-15	2.2 道路、交通施設の安全対策 (1) 安全な道路の整備 ②安全化対策工事 道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所においては、速やかに対策を講じる。	2.2 道路、交通施設の安全対策 (1) 安全な道路の整備 ②安全化対策工事 道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所においては、速やかに対策工事を行う。	・内容の適正化
37	新 2-18	2.5 倒壊物、落下物等の安全対策 (2) 落下物等対策 落下物に対しては、次に示す対策を実施する。	2.5 倒壊物、落下物等の安全対策 (2) 落下物等対策 落下物に対しては、次に示す対策を実施する。	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>○落下物調査の実施指導 繁華街等の道路沿いにある3階建て以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下物調査の実施の指導に努める。</p> <p>○落下物防止に関する普及・啓発 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス及び看板等の落下物防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について普及・啓発を行う。</p> <p>○改修等の指導 落下物発生のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し、改修を指導する。</p> <p>○屋外広告物等の規制 屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。</p> <p><u>○緊急輸送道路沿道等における落下対象物の把握及び落下防止の指導等</u> <u>市は、県が行う緊急輸送道路に面する落下対象物の地震に対する安全性に関する実態の把握に協力する。また、落下対象物の地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。</u></p>	<p>○落下物調査の実施指導 繁華街等の道路沿いにある3階建て以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下物調査の実施の指導に努める。</p> <p>○落下物防止に関する普及・啓発 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス及び看板等の落下物防止対策の重要性について普及・啓発を行う。</p> <p>○改修等の指導 落下物発生のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し、改修を指導する。</p> <p>○屋外広告物等の規制 屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。</p>	
38	新 2-19	<p><u>(5) エレベーターにおける閉じ込め防止対策</u> <u>市は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。</u></p>	(新規)	・県H25
39	新 2-19	<p>2.6 ライフライン施設の安全対策 市民生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極めて重要である。また、地震発生直後の応急対策を実施する上でも、ライフライン施設の果たす役割は重要で</p>	<p>2.6 ライフライン施設の安全対策 市民生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極めて重要である。また、地震発生直後の応急対策を実施する上でも、ライフライン施設の果たす役割は重要で</p>	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>あり欠かすことはできない。</p> <p>このため、本市及び各事業者は、ライフライン施設について、従来から施設の耐震化を推進しており、今後もより一層の施設の強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、<u>バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた相互協力関係の充実等</u>に努める。</p>	<p>あり欠かすことはできない。</p> <p>このため、本市及び各事業者は、ライフライン施設について、従来から施設の耐震化を推進しており、今後もより一層の施設の強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、早期復旧に向けた相互協力関係の充実に努める。</p>	
40	新 2-21	<p>(2) 下水道施設の安全対策</p> <p>下水道施設には、自然流下を原則として面的に整備される管路や低地に建設されることの多いポンプ場等があり、必ずしも安定した地盤に建設されるわけではない。そのため、<u>液状化による被害等</u>、地震被害が発生すると復旧に長期間を要することが考えられる。しかし、施設全体を安全な構造とすることは不可能に近いが、適切な工法を採用し耐震性の向上に努め、被害を最小限に食い止める必要がある。また、停電、断水等を考慮して非常用設備等の対策が必要である。</p> <p>そのため、本市は、地震に対しても最低限有すべき機能を確保するための対策を緊急かつ重点的に推進するため、耐震化計画の策定に努める。</p> <p>①耐震性の向上</p> <p>中継ポンプ場の耐震診断を実施するとともに耐震補強工事を行う。<u>また、電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備える。ポンプ場の建設にあたっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備えるものとする。</u></p> <p><u>さらに、管きよ等は耐震施工と老朽管きよの計画的な更新により耐震性の向上を図る。</u></p>	<p>(2) 下水道施設の安全対策</p> <p>下水道施設には、自然流下を原則として面的に整備される管路や低地に建設されることの多いポンプ場等があり、必ずしも安定した地盤に建設されるわけではない。そのため、地震被害が発生すると復旧に長期間を要することが考えられる。しかし、施設全体を安全な構造とすることは不可能に近いが、適切な工法を採用し耐震性の向上に努め、被害を最小限に食い止める必要がある。また、停電、断水等を考慮して非常用設備等の対策が必要である。</p> <p>そのため、本市は、地震に対しても最低限有すべき機能を確保するための対策を緊急かつ重点的に推進するため、耐震化計画の策定に努める。</p> <p>①耐震性の向上</p> <p>中継ポンプ場の耐震診断を実施するとともに耐震補強工事を行う。</p> <p><del>また</del>管きよ等は耐震施工と老朽管きよの計画的な更新により耐震性の向上を図る。</p>	・ 県H25
41	新 2-23	<p>(5) 電気施設の安全対策</p> <p>□平常時の対策</p>	<p>(5) 電気施設の安全対策</p> <p>□平常時の対策</p>	・ 内容の適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>○広報活動</p> <p>平常時から新聞、テレビ、PR車、パンフレット等により、地域等に電気安全等に関する事項を周知徹底し、事故防止に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無断昇柱、無断工事をしないこと</li> <li>・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に連絡すること</li> <li>・断線垂下している電線には絶対さわらないこと</li> <li>・浸水雨漏りなどにより冠水した屋内配線電気器具等は危険なため使用しないこと、また使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること</li> <li>・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること（<u>感震ブレーカーの普及促進</u>）</li> <li>・警戒宣言が発せられた場合は unnecessary 電気器具のコンセントを抜くこと</li> </ul> <p>・その他事故防止のため留意すべき事項</p>	<p>○広報活動</p> <p>平常時から新聞、テレビ、PR車、パンフレット等により、地域等に電気安全等に関する事項を周知徹底し、事故防止に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無断昇柱、無断工事をしないこと</li> <li>・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に連絡すること</li> <li>・断線垂下している電線には絶対さわらないこと</li> <li>・浸水雨漏りなどにより冠水した屋内配線電気器具等は危険なため使用しないこと、また使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること</li> <li>・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること</li> <li>・警戒宣言が発せられた場合は unnecessary 電気器具のコンセントを抜くこと</li> <li>・<del>地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと</del></li> </ul> <p>・その他事故防止のため留意すべき事項</p>	
42	新 2-24	<p>(7) <u>ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定</u></p> <p><u>ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。</u></p>	(新規)	・県H25
43	新 2-24	<p>(8) <u>エネルギーの確保</u></p> <p><u>市は、自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により、電力供給の安定化に向けた取組を促進する。</u></p>	(新規)	・県H25
44	新 2-28	<p><b>第3 防災拠点の整備</b></p> <p>3.1 防災拠点のネットワーク化</p>	<p><b>第3 防災拠点の整備</b></p> <p>3.1 防災拠点のネットワーク化</p>	・内容の適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>(3) 防災ブロック、地域防災拠点の設定</p> <p>市内を12地区に分け、地区ごとに応急復旧対策の拠点となる防災拠点を設置し、防災中枢拠点の機能をバックアップできるようにする。</p> <p>地域防災拠点は、本庁地区については中央・南・北の各公民館とし、その他の地区については地区ごとに設置している<u>市民センター</u>とする。</p>	<p>(3) 防災ブロック、地域防災拠点の設定</p> <p>市内を11地区に分け、地区ごとに応急復旧対策の拠点となる防災拠点を設置し、防災中枢拠点の機能をバックアップできるようにする。</p> <p>地域防災拠点は、本庁地区については中央・南・北の各公民館とし、その他の地区については地区ごとに設置している<u>市の出張所</u>とする。</p>	
45	新 2-28	<p>(4) <u>指定避難所、指定緊急避難場所及び広域避難場所の指定</u></p> <p><u>指定避難所は、学校の体育館などの屋内施設で、長期間にわたり避難生活が可能施設を指定する。指定緊急避難場所は、学校の校庭や公園などの屋外施設で、避難所へ避難する際に一時的に安全を確認したり、地域の防災活動の拠点としてのオープンスペースなどの施設を指定する。なお、指定緊急避難場所は、異常な現象の種類ごとに指定するものとし、本市においては早急に検討する必要がある。</u></p> <p><u>指定避難所及び指定緊急避難場所の指定にあたっては、原則として14の防災ブロックごとにグループ分けをする。特に、本庁地区については人口の密集度などを考慮して地域を3つに分け、それぞれ中央ブロック、南ブロック及び北ブロックとした。</u></p> <p>(略)</p> <div data-bbox="344 1129 952 1289" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《参考》</p> <p>◆「指定避難所」、「指定緊急避難場所」について</p> <p>屋内施設で長期的な避難も可能な施設が指定避難所、屋外施設で一時的に集合し安全の確認等を行う場所が指定緊急避難場所である。</p> </div>	<p>(4) <del>避難所、避難場所及び広域避難場所の設定</del></p> <p><del>避難施設については、学校の体育館などの屋内施設で、長期間にわたり避難生活が可能施設を避難所とし、学校の校庭や公園などの屋外施設で、避難所へ避難する際に一時的に安全を確認したり、地域の防災活動の拠点としてのオープンスペースなどの施設を避難場所とした。</del></p> <p><del>避難所及び避難場所は、原則として13の防災ブロックごとにグループ分けをする。特に、本庁地区については人口の密集度などを考慮して地域を3つに分け、それぞれ中央ブロック、南ブロック及び北ブロックとした。</del></p> <p>(略)</p> <div data-bbox="1137 1129 1780 1342" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《参考》</p> <p>◆「避難所」、「避難場所」について</p> <p><del>一般的に避難所や避難場所について明確な区分はないが、本計画では、屋内施設で長期的な避難も可能な施設を避難所、屋外施設で一時的に集合し安全の確認等を行う施設を避難場所とした。</del></p> </div>	<p>・ 災対法改正</p> <p>・ 県H25</p>

No	頁	新文書 (案)	旧文書 (現行計画)	修正根拠・理由																																																						
46	新 2-29	<p>■防災ブロック区分と字界</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災ブロック</th> <th>字界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本庁地区</td> <td>中央 久保町、小仙波町、三光町、新富町、菅原町、仙波町、通町、中原町、西小仙波町、富士見町、松江町、南通町、連雀町、六軒町、脇田町、大字大仙波、大字大仙波新田、大字小仙波</td> </tr> <tr> <td>南 旭町、新宿町、上野田町、岸町、広栄町、田町、野田町、東田町、脇田新町、脇田本町、大字新宿、大字岸、大字小室、大字野田</td> </tr> <tr> <td>北 石原町、大手町、御成町、喜多町、郭町、幸町、三久保町、志多町、城下町、神明町、末広町、月吉町、間屋町、仲町、氷川町、宮下町、宮元町、元町、今成、大字小ヶ谷、大字川越、大字寺井、大字東明寺、大字松郷</td> </tr> <tr> <td>芳野地区</td> <td>芳野台、大字伊佐沼、大字石田本郷、大字上老袋、大字鴨田、大字北田島、大字鹿飼、大字菅間、大字谷中、大字中老袋</td> </tr> <tr> <td>古谷地区</td> <td>大字大中居、大字小中居、大字下老袋、大字高島、大字東本宿、大字古谷上、大字古谷本郷、大字八ッ島</td> </tr> <tr> <td>南古谷地区</td> <td>藤木町、泉町、並木新町、並木西町、大字今泉、大字牛子、大字木野目、大字久下戸、大字萱沼、大字渋井、大字並木、大字古市場、大字南田島</td> </tr> <tr> <td>高階地区</td> <td>稲荷町、熊野町、清水町、砂新田、諏訪町、藤原町、大字扇河岸、大字上新河岸、大字下新河岸、大字砂、大字砂新田、大字寺尾、大字藤間</td> </tr> <tr> <td>福原地区</td> <td>大字今福、大字上松原、大字下赤坂、大字下松原、大字砂久保、大字中福、中福東</td> </tr> <tr> <td>大東地区</td> <td>寿町、四都野台、豊田町、日東町、南台、南大塚、むさし野、大塚新町、大字青柳、大字池辺、大字大塚新田、大字大袋新田、大字大袋、大字豊田本、大字豊田新田、大字藤倉、大字増形、大字南大塚、大字山城</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ関地区</td> <td>かずみ野、的場、大字安比奈新田、大字笠幡、大字の場</td> </tr> <tr> <td>川鶴地区</td> <td>川鶴、かわつる三芳野、吉田新町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ関北地区</td> <td>伊勢原町、霞ヶ関北、霞ヶ関東、的場北、的場新町</td> </tr> <tr> <td>名細地区</td> <td>広谷新町、上戸新町、大字天沼新田、大字上戸、大字五味ヶ谷、大字鯨井、大字鯨井新田、大字小堤、大字栄、大字下小坂、大字下広谷、大字竹野、大字平塚、大字平塚新田、大字富士見、大字吉田</td> </tr> <tr> <td>山田地区</td> <td>大字石田、大字上寺山、大字寺山、大字府川、大字福田、大字山田</td> </tr> </tbody> </table>	防災ブロック	字界	本庁地区	中央 久保町、小仙波町、三光町、新富町、菅原町、仙波町、通町、中原町、西小仙波町、富士見町、松江町、南通町、連雀町、六軒町、脇田町、大字大仙波、大字大仙波新田、大字小仙波	南 旭町、新宿町、上野田町、岸町、広栄町、田町、野田町、東田町、脇田新町、脇田本町、大字新宿、大字岸、大字小室、大字野田	北 石原町、大手町、御成町、喜多町、郭町、幸町、三久保町、志多町、城下町、神明町、末広町、月吉町、間屋町、仲町、氷川町、宮下町、宮元町、元町、今成、大字小ヶ谷、大字川越、大字寺井、大字東明寺、大字松郷	芳野地区	芳野台、大字伊佐沼、大字石田本郷、大字上老袋、大字鴨田、大字北田島、大字鹿飼、大字菅間、大字谷中、大字中老袋	古谷地区	大字大中居、大字小中居、大字下老袋、大字高島、大字東本宿、大字古谷上、大字古谷本郷、大字八ッ島	南古谷地区	藤木町、泉町、並木新町、並木西町、大字今泉、大字牛子、大字木野目、大字久下戸、大字萱沼、大字渋井、大字並木、大字古市場、大字南田島	高階地区	稲荷町、熊野町、清水町、砂新田、諏訪町、藤原町、大字扇河岸、大字上新河岸、大字下新河岸、大字砂、大字砂新田、大字寺尾、大字藤間	福原地区	大字今福、大字上松原、大字下赤坂、大字下松原、大字砂久保、大字中福、中福東	大東地区	寿町、四都野台、豊田町、日東町、南台、南大塚、むさし野、大塚新町、大字青柳、大字池辺、大字大塚新田、大字大袋新田、大字大袋、大字豊田本、大字豊田新田、大字藤倉、大字増形、大字南大塚、大字山城	霞ヶ関地区	かずみ野、的場、大字安比奈新田、大字笠幡、大字の場	川鶴地区	川鶴、かわつる三芳野、吉田新町	霞ヶ関北地区	伊勢原町、霞ヶ関北、霞ヶ関東、的場北、的場新町	名細地区	広谷新町、上戸新町、大字天沼新田、大字上戸、大字五味ヶ谷、大字鯨井、大字鯨井新田、大字小堤、大字栄、大字下小坂、大字下広谷、大字竹野、大字平塚、大字平塚新田、大字富士見、大字吉田	山田地区	大字石田、大字上寺山、大字寺山、大字府川、大字福田、大字山田	<p>■防災ブロック区分と字界</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災ブロック</th> <th>字界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本庁地区</td> <td>中央 久保町、小仙波町、三光町、新富町、菅原町、仙波町、通町、中原町、西小仙波町、富士見町、松江町、南通町、連雀町、六軒町、脇田町、大字大仙波、大字大仙波新田、大字小仙波</td> </tr> <tr> <td>南 旭町、新宿町、上野田町、岸町、広栄町、田町、野田町、東田町、脇田新町、脇田本町、大字新宿、大字岸、大字小室、大字野田</td> </tr> <tr> <td>北 石原町、大手町、御成町、喜多町、郭町、幸町、三久保町、志多町、城下町、神明町、末広町、月吉町、間屋町、仲町、氷川町、宮下町、宮元町、元町、今成、大字小ヶ谷、大字川越、大字寺井、大字東明寺、大字松郷</td> </tr> <tr> <td>芳野地区</td> <td>芳野台、大字伊佐沼、大字石田本郷、大字上老袋、大字鴨田、大字北田島、大字鹿飼、大字菅間、大字谷中、大字中老袋</td> </tr> <tr> <td>古谷地区</td> <td>大字大中居、大字小中居、大字下老袋、大字高島、大字東本宿、大字古谷上、大字古谷本郷、大字八ッ島</td> </tr> <tr> <td>南古谷地区</td> <td>藤木町、泉町、並木新町、並木西町、大字今泉、大字牛子、大字木野目、大字久下戸、大字萱沼、大字渋井、大字並木、大字古市場、大字南田島</td> </tr> <tr> <td>高階地区</td> <td>稲荷町、熊野町、清水町、砂新田、諏訪町、藤原町、大字扇河岸、大字上新河岸、大字下新河岸、大字砂、大字砂新田、大字寺尾、大字藤間</td> </tr> <tr> <td>福原地区</td> <td>大字今福、大字上松原、大字下赤坂、大字下松原、大字砂久保、大字中福、中福東</td> </tr> <tr> <td>大東地区</td> <td>寿町、四都野台、豊田町、日東町、南台、南大塚、むさし野、大塚新町、大字青柳、大字池辺、大字大塚新田、大字大袋新田、大字大袋、大字豊田本、大字豊田新田、大字藤倉、大字増形、大字南大塚、大字山城</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ関地区</td> <td>かずみ野、川鶴、かわつる三芳野、的場、大字安比奈新田、大字笠幡、大字の場</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ関北地区</td> <td>伊勢原町、霞ヶ関北、霞ヶ関東、的場北、的場新町</td> </tr> <tr> <td>名細地区</td> <td>広谷新町、上戸新町、吉田新町、大字天沼新田、大字上戸、大字五味ヶ谷、大字鯨井、大字鯨井新田、大字小堤、大字栄、大字下小坂、大字下広谷、大字竹野、大字平塚、大字平塚新田、大字富士見、大字吉田</td> </tr> <tr> <td>山田地区</td> <td>大字石田、大字上寺山、大字寺山、大字府川、大字福田、大字山田</td> </tr> </tbody> </table>	防災ブロック	字界	本庁地区	中央 久保町、小仙波町、三光町、新富町、菅原町、仙波町、通町、中原町、西小仙波町、富士見町、松江町、南通町、連雀町、六軒町、脇田町、大字大仙波、大字大仙波新田、大字小仙波	南 旭町、新宿町、上野田町、岸町、広栄町、田町、野田町、東田町、脇田新町、脇田本町、大字新宿、大字岸、大字小室、大字野田	北 石原町、大手町、御成町、喜多町、郭町、幸町、三久保町、志多町、城下町、神明町、末広町、月吉町、間屋町、仲町、氷川町、宮下町、宮元町、元町、今成、大字小ヶ谷、大字川越、大字寺井、大字東明寺、大字松郷	芳野地区	芳野台、大字伊佐沼、大字石田本郷、大字上老袋、大字鴨田、大字北田島、大字鹿飼、大字菅間、大字谷中、大字中老袋	古谷地区	大字大中居、大字小中居、大字下老袋、大字高島、大字東本宿、大字古谷上、大字古谷本郷、大字八ッ島	南古谷地区	藤木町、泉町、並木新町、並木西町、大字今泉、大字牛子、大字木野目、大字久下戸、大字萱沼、大字渋井、大字並木、大字古市場、大字南田島	高階地区	稲荷町、熊野町、清水町、砂新田、諏訪町、藤原町、大字扇河岸、大字上新河岸、大字下新河岸、大字砂、大字砂新田、大字寺尾、大字藤間	福原地区	大字今福、大字上松原、大字下赤坂、大字下松原、大字砂久保、大字中福、中福東	大東地区	寿町、四都野台、豊田町、日東町、南台、南大塚、むさし野、大塚新町、大字青柳、大字池辺、大字大塚新田、大字大袋新田、大字大袋、大字豊田本、大字豊田新田、大字藤倉、大字増形、大字南大塚、大字山城	霞ヶ関地区	かずみ野、川鶴、かわつる三芳野、的場、大字安比奈新田、大字笠幡、大字の場	霞ヶ関北地区	伊勢原町、霞ヶ関北、霞ヶ関東、的場北、的場新町	名細地区	広谷新町、上戸新町、吉田新町、大字天沼新田、大字上戸、大字五味ヶ谷、大字鯨井、大字鯨井新田、大字小堤、大字栄、大字下小坂、大字下広谷、大字竹野、大字平塚、大字平塚新田、大字富士見、大字吉田	山田地区	大字石田、大字上寺山、大字寺山、大字府川、大字福田、大字山田	・内容の適正化
防災ブロック	字界																																																									
本庁地区	中央 久保町、小仙波町、三光町、新富町、菅原町、仙波町、通町、中原町、西小仙波町、富士見町、松江町、南通町、連雀町、六軒町、脇田町、大字大仙波、大字大仙波新田、大字小仙波																																																									
	南 旭町、新宿町、上野田町、岸町、広栄町、田町、野田町、東田町、脇田新町、脇田本町、大字新宿、大字岸、大字小室、大字野田																																																									
	北 石原町、大手町、御成町、喜多町、郭町、幸町、三久保町、志多町、城下町、神明町、末広町、月吉町、間屋町、仲町、氷川町、宮下町、宮元町、元町、今成、大字小ヶ谷、大字川越、大字寺井、大字東明寺、大字松郷																																																									
芳野地区	芳野台、大字伊佐沼、大字石田本郷、大字上老袋、大字鴨田、大字北田島、大字鹿飼、大字菅間、大字谷中、大字中老袋																																																									
古谷地区	大字大中居、大字小中居、大字下老袋、大字高島、大字東本宿、大字古谷上、大字古谷本郷、大字八ッ島																																																									
南古谷地区	藤木町、泉町、並木新町、並木西町、大字今泉、大字牛子、大字木野目、大字久下戸、大字萱沼、大字渋井、大字並木、大字古市場、大字南田島																																																									
高階地区	稲荷町、熊野町、清水町、砂新田、諏訪町、藤原町、大字扇河岸、大字上新河岸、大字下新河岸、大字砂、大字砂新田、大字寺尾、大字藤間																																																									
福原地区	大字今福、大字上松原、大字下赤坂、大字下松原、大字砂久保、大字中福、中福東																																																									
大東地区	寿町、四都野台、豊田町、日東町、南台、南大塚、むさし野、大塚新町、大字青柳、大字池辺、大字大塚新田、大字大袋新田、大字大袋、大字豊田本、大字豊田新田、大字藤倉、大字増形、大字南大塚、大字山城																																																									
霞ヶ関地区	かずみ野、的場、大字安比奈新田、大字笠幡、大字の場																																																									
川鶴地区	川鶴、かわつる三芳野、吉田新町																																																									
霞ヶ関北地区	伊勢原町、霞ヶ関北、霞ヶ関東、的場北、的場新町																																																									
名細地区	広谷新町、上戸新町、大字天沼新田、大字上戸、大字五味ヶ谷、大字鯨井、大字鯨井新田、大字小堤、大字栄、大字下小坂、大字下広谷、大字竹野、大字平塚、大字平塚新田、大字富士見、大字吉田																																																									
山田地区	大字石田、大字上寺山、大字寺山、大字府川、大字福田、大字山田																																																									
防災ブロック	字界																																																									
本庁地区	中央 久保町、小仙波町、三光町、新富町、菅原町、仙波町、通町、中原町、西小仙波町、富士見町、松江町、南通町、連雀町、六軒町、脇田町、大字大仙波、大字大仙波新田、大字小仙波																																																									
	南 旭町、新宿町、上野田町、岸町、広栄町、田町、野田町、東田町、脇田新町、脇田本町、大字新宿、大字岸、大字小室、大字野田																																																									
	北 石原町、大手町、御成町、喜多町、郭町、幸町、三久保町、志多町、城下町、神明町、末広町、月吉町、間屋町、仲町、氷川町、宮下町、宮元町、元町、今成、大字小ヶ谷、大字川越、大字寺井、大字東明寺、大字松郷																																																									
芳野地区	芳野台、大字伊佐沼、大字石田本郷、大字上老袋、大字鴨田、大字北田島、大字鹿飼、大字菅間、大字谷中、大字中老袋																																																									
古谷地区	大字大中居、大字小中居、大字下老袋、大字高島、大字東本宿、大字古谷上、大字古谷本郷、大字八ッ島																																																									
南古谷地区	藤木町、泉町、並木新町、並木西町、大字今泉、大字牛子、大字木野目、大字久下戸、大字萱沼、大字渋井、大字並木、大字古市場、大字南田島																																																									
高階地区	稲荷町、熊野町、清水町、砂新田、諏訪町、藤原町、大字扇河岸、大字上新河岸、大字下新河岸、大字砂、大字砂新田、大字寺尾、大字藤間																																																									
福原地区	大字今福、大字上松原、大字下赤坂、大字下松原、大字砂久保、大字中福、中福東																																																									
大東地区	寿町、四都野台、豊田町、日東町、南台、南大塚、むさし野、大塚新町、大字青柳、大字池辺、大字大塚新田、大字大袋新田、大字大袋、大字豊田本、大字豊田新田、大字藤倉、大字増形、大字南大塚、大字山城																																																									
霞ヶ関地区	かずみ野、川鶴、かわつる三芳野、的場、大字安比奈新田、大字笠幡、大字の場																																																									
霞ヶ関北地区	伊勢原町、霞ヶ関北、霞ヶ関東、的場北、的場新町																																																									
名細地区	広谷新町、上戸新町、吉田新町、大字天沼新田、大字上戸、大字五味ヶ谷、大字鯨井、大字鯨井新田、大字小堤、大字栄、大字下小坂、大字下広谷、大字竹野、大字平塚、大字平塚新田、大字富士見、大字吉田																																																									
山田地区	大字石田、大字上寺山、大字寺山、大字府川、大字福田、大字山田																																																									
47	新 2-30	<p>■防災拠点のネットワーク</p> <p>● 川越市役所本庁舎 (代替施設) 市役所東庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;本庁地区北&gt; ◎北公民館 避難所 6か所</li> <li>&lt;本庁地区中央&gt; ◎中央公民館 避難所 6か所</li> <li>&lt;本庁地区南&gt; ◎南公民館 避難所 6か所</li> <li>&lt;芳野地区&gt; ◎芳野市民センター 避難所 2か所</li> <li>&lt;古谷地区&gt; ◎古谷市民センター 避難所 3か所</li> <li>&lt;南古谷地区&gt; ◎南古谷市民センター 避難所 3か所</li> <li>&lt;高階地区&gt; ◎高階市民センター 避難所 10か所</li> <li>&lt;福原地区&gt; ◎福原市民センター 避難所 2か所</li> <li>&lt;大東地区&gt; ◎大東市民センター 避難所 7か所</li> <li>&lt;霞ヶ関地区&gt; ◎霞ヶ関市民センター 避難所 6か所</li> <li>&lt;川鶴地区&gt; ◎川鶴市民センター 避難所 2か所</li> <li>&lt;霞ヶ関北地区&gt; ◎霞ヶ関北市民センター 避難所 3か所</li> <li>&lt;名細地区&gt; ◎名細市民センター 避難所 5か所</li> <li>&lt;山田地区&gt; ◎山田市民センター 避難所 2か所</li> </ul> <p>&lt;凡例&gt; 防災中拠点：● 地域中拠点：◎</p>	<p>■防災拠点のネットワーク</p> <p>● 川越市役所本庁舎 (代替施設) 市役所東庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;本庁地区北&gt; ◎北公民館 避難所 6か所</li> <li>&lt;本庁地区中央&gt; ◎中央公民館 避難所 6か所</li> <li>&lt;本庁地区南&gt; ◎南公民館 避難所 6か所</li> <li>&lt;芳野地区&gt; ◎芳野出張所 避難所 2か所</li> <li>&lt;古谷地区&gt; ◎古谷出張所 避難所 3か所</li> <li>&lt;南古谷地区&gt; ◎南古谷出張所 避難所 3か所</li> <li>&lt;高階地区&gt; ◎高階出張所 避難所 10か所</li> <li>&lt;福原地区&gt; ◎福原出張所 避難所 2か所</li> <li>&lt;大東地区&gt; ◎大東出張所 避難所 7か所</li> <li>&lt;霞ヶ関地区&gt; ◎霞ヶ関出張所 避難所 6か所</li> <li>&lt;川鶴地区&gt; ◎川鶴出張所 避難所 2か所</li> <li>&lt;霞ヶ関北地区&gt; ◎霞ヶ関北出張所 避難所 3か所</li> <li>&lt;名細地区&gt; ◎名細出張所 避難所 5か所</li> <li>&lt;山田地区&gt; ◎山田出張所 避難所 2か所</li> </ul> <p>&lt;凡例&gt; 防災中拠点：● 地域中拠点：◎</p>	・内容の適正化																																																						

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																																																																		
48	新 2-31	<p>3.2 防災拠点施設の整備</p> <p>地震災害時の応急対策を円滑に実施するためには、応急対策に必要となる機能ができる限り防災拠点施設に集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。また、<u>ライフラインの長期途絶に備え、電源確保や非常用電源設備の燃料の確保等を進めるとともに、併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築を検討する。</u></p> <p>(略)</p> <p>■本市の各種防災拠点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点区分</th> <th>施設名等</th> <th>活動拠点の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災中枢拠点</td> <td>災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は市役所東庁舎を本部の代替設置施設とする。</td> <td>・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>地域防災拠点</td> <td>地域防災拠点は以下の通り。 ○本庁管内 ・本庁中央地区：中央公民館 ・本庁南地区：南公民館 ・本庁北地区：北公民館 ○市民センター管内 ・各市民センター管内：各市民センター</td> <td>・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・食料等の備蓄</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防活動拠点</td> <td>川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受入れ拠点は川越運動公園)</td> <td>・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点</td> </tr> <tr> <td>消防団拠点：各分団車庫待機室</td> <td>・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点</td> </tr> <tr> <td>自衛隊活動拠点</td> <td>・川越（水上）公園 ・川越運動公園</td> <td>・自衛隊の宿営場所、臨時ヘリポート基地</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難拠点</td> <td>指定避難所：63か所（p2-38～参照）</td> <td>・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点</td> </tr> <tr> <td>指定緊急避難場所：103か所（p2-40～参照）</td> <td>・一時的な避難拠点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物資拠点</td> <td>災害備蓄庫：14か所</td> <td>・非常用物資の備蓄</td> </tr> <tr> <td>物資の集積場及び中継基地は以下の通り。 ・川越運動公園総合体育館 ・埼玉川越総合地方卸売市場 ・川越市なぐわし公園</td> <td>・指定避難所への物資の供給拠点</td> </tr> <tr> <td>医療拠点</td> <td>・救急病院</td> <td>・傷病者に対する医療拠点</td> </tr> <tr> <td>災害(対策)活動拠点</td> <td>・排水機場 ・浄水場、受水場</td> <td>・水防、給水等の災害対策の活動拠点</td> </tr> </tbody> </table>	拠点区分	施設名等	活動拠点の役割	防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は市役所東庁舎を本部の代替設置施設とする。	・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整	地域防災拠点	地域防災拠点は以下の通り。 ○本庁管内 ・本庁中央地区：中央公民館 ・本庁南地区：南公民館 ・本庁北地区：北公民館 ○市民センター管内 ・各市民センター管内：各市民センター	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・食料等の備蓄	消防活動拠点	川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受入れ拠点は川越運動公園)	・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点	消防団拠点：各分団車庫待機室	・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点	自衛隊活動拠点	・川越（水上）公園 ・川越運動公園	・自衛隊の宿営場所、臨時ヘリポート基地	避難拠点	指定避難所：63か所（p2-38～参照）	・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点	指定緊急避難場所：103か所（p2-40～参照）	・一時的な避難拠点	物資拠点	災害備蓄庫：14か所	・非常用物資の備蓄	物資の集積場及び中継基地は以下の通り。 ・川越運動公園総合体育館 ・埼玉川越総合地方卸売市場 ・川越市なぐわし公園	・指定避難所への物資の供給拠点	医療拠点	・救急病院	・傷病者に対する医療拠点	災害(対策)活動拠点	・排水機場 ・浄水場、受水場	・水防、給水等の災害対策の活動拠点	<p>3.2 防災拠点施設の整備</p> <p>地震災害時の応急対策を円滑に実施するためには、応急対策に必要となる機能ができる限り防災拠点施設に集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>■本市の各種防災拠点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点区分</th> <th>施設名等</th> <th>活動拠点の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災中枢拠点</td> <td>災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は市役所東庁舎を本部の代替設置施設とする。</td> <td>・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>地域防災拠点</td> <td>地域防災拠点は以下の通り。 ○本庁管内 ・本庁中央地区：中央公民館 ・本庁南地区：南公民館 ・本庁北地区：北公民館 ○出張所管内 ・各出張所管内：各出張所</td> <td>・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・食料等の備蓄</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防活動拠点</td> <td>川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受入れ拠点は川越運動公園)</td> <td>・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点</td> </tr> <tr> <td>消防団拠点：各分団車庫待機室</td> <td>・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点</td> </tr> <tr> <td>自衛隊活動拠点</td> <td>・川越（水上）公園 ・川越運動公園</td> <td>・自衛隊の宿営場所、臨時ヘリポート基地</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難拠点</td> <td>避難所：63か所（p2-38～参照）</td> <td>・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点</td> </tr> <tr> <td>避難場所：103か所（p2-38～参照）</td> <td>・一時的な避難拠点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物資拠点</td> <td>災害備蓄庫：14か所</td> <td>・非常用物資の備蓄</td> </tr> <tr> <td>物資の集積場及び中継基地は以下の通り。 ・川越運動公園総合体育館 ・埼玉川越総合地方卸売市場 ・川越市なぐわし公園</td> <td>・避難所への物資の供給拠点</td> </tr> <tr> <td>医療拠点</td> <td>・救急病院</td> <td>・傷病者に対する医療拠点</td> </tr> <tr> <td>災害(対策)活動拠点</td> <td>・排水機場 ・浄水場、受水場</td> <td>・水防、給水等の災害対策の活動拠点</td> </tr> </tbody> </table>	拠点区分	施設名等	活動拠点の役割	防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は市役所東庁舎を本部の代替設置施設とする。	・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整	地域防災拠点	地域防災拠点は以下の通り。 ○本庁管内 ・本庁中央地区：中央公民館 ・本庁南地区：南公民館 ・本庁北地区：北公民館 ○出張所管内 ・各出張所管内：各出張所	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・食料等の備蓄	消防活動拠点	川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受入れ拠点は川越運動公園)	・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点	消防団拠点：各分団車庫待機室	・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点	自衛隊活動拠点	・川越（水上）公園 ・川越運動公園	・自衛隊の宿営場所、臨時ヘリポート基地	避難拠点	避難所：63か所（p2-38～参照）	・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点	避難場所：103か所（p2-38～参照）	・一時的な避難拠点	物資拠点	災害備蓄庫：14か所	・非常用物資の備蓄	物資の集積場及び中継基地は以下の通り。 ・川越運動公園総合体育館 ・埼玉川越総合地方卸売市場 ・川越市なぐわし公園	・避難所への物資の供給拠点	医療拠点	・救急病院	・傷病者に対する医療拠点	災害(対策)活動拠点	・排水機場 ・浄水場、受水場	・水防、給水等の災害対策の活動拠点	<p>・県H25 ・内容の適正化</p>
拠点区分	施設名等	活動拠点の役割																																																																				
防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は市役所東庁舎を本部の代替設置施設とする。	・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整																																																																				
地域防災拠点	地域防災拠点は以下の通り。 ○本庁管内 ・本庁中央地区：中央公民館 ・本庁南地区：南公民館 ・本庁北地区：北公民館 ○市民センター管内 ・各市民センター管内：各市民センター	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・食料等の備蓄																																																																				
消防活動拠点	川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受入れ拠点は川越運動公園)	・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点																																																																				
	消防団拠点：各分団車庫待機室	・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点																																																																				
自衛隊活動拠点	・川越（水上）公園 ・川越運動公園	・自衛隊の宿営場所、臨時ヘリポート基地																																																																				
避難拠点	指定避難所：63か所（p2-38～参照）	・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点																																																																				
	指定緊急避難場所：103か所（p2-40～参照）	・一時的な避難拠点																																																																				
物資拠点	災害備蓄庫：14か所	・非常用物資の備蓄																																																																				
	物資の集積場及び中継基地は以下の通り。 ・川越運動公園総合体育館 ・埼玉川越総合地方卸売市場 ・川越市なぐわし公園	・指定避難所への物資の供給拠点																																																																				
医療拠点	・救急病院	・傷病者に対する医療拠点																																																																				
災害(対策)活動拠点	・排水機場 ・浄水場、受水場	・水防、給水等の災害対策の活動拠点																																																																				
拠点区分	施設名等	活動拠点の役割																																																																				
防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は市役所東庁舎を本部の代替設置施設とする。	・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整																																																																				
地域防災拠点	地域防災拠点は以下の通り。 ○本庁管内 ・本庁中央地区：中央公民館 ・本庁南地区：南公民館 ・本庁北地区：北公民館 ○出張所管内 ・各出張所管内：各出張所	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・食料等の備蓄																																																																				
消防活動拠点	川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受入れ拠点は川越運動公園)	・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点																																																																				
	消防団拠点：各分団車庫待機室	・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点																																																																				
自衛隊活動拠点	・川越（水上）公園 ・川越運動公園	・自衛隊の宿営場所、臨時ヘリポート基地																																																																				
避難拠点	避難所：63か所（p2-38～参照）	・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点																																																																				
	避難場所：103か所（p2-38～参照）	・一時的な避難拠点																																																																				
物資拠点	災害備蓄庫：14か所	・非常用物資の備蓄																																																																				
	物資の集積場及び中継基地は以下の通り。 ・川越運動公園総合体育館 ・埼玉川越総合地方卸売市場 ・川越市なぐわし公園	・避難所への物資の供給拠点																																																																				
医療拠点	・救急病院	・傷病者に対する医療拠点																																																																				
災害(対策)活動拠点	・排水機場 ・浄水場、受水場	・水防、給水等の災害対策の活動拠点																																																																				



No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
49	新 2-35	<p><b>第4 安全避難の確保</b></p> <p>4.1 避難計画の策定</p> <p>(2) 避難支援全体計画</p> <p><u>避難行動要支援者の避難支援全体計画は、市全体の避難行動要支援者の支援についてまとめたものであり、その中で避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援の方法を個別計画としている（「本章 第3節 『第4 要配慮者の安全確保』参照）。</u></p> <p>① 避難支援全体計画の作成</p> <p>市民の迅速・円滑な避難を実現するため、また、独自での避難が困難又は避難に時間を要する高齢者や障害者等の<u>避難行動要支援者</u>の避難活動を支援するため、庁内外の<u>避難行動要支援者避難支援</u>に関する取り組み等の状況を把握し、あるべき避難支援計画の全体イメージを整理する。</p> <p>② 個別計画作成の支援</p> <p>全体計画に基づき、自助・共助・公助の役割の位置付け、防災部局と福祉部局における役割分担、「<u>避難行動要支援者支援班</u>」の設置などについて整理し、高齢者や障害者等、避難行動に支援を必要とする<u>避難行動要支援者</u>の個別計画の作成について、民生委員・児童委員等の協力を得ながら避難支援の実施主体となる自治会等への支援を行う。</p>	<p><b>第4 安全避難の確保</b></p> <p>4.1 避難計画の策定</p> <p>(2) <del>避難支援プランの作成</del></p> <p><del>災害時要援護者の避難支援プランは、市の災害時要援護者支援に係る全体的な考え方をまとめた全体計画と災害時要援護者一人ひとりに対する個別計画（名簿・台帳）で構成する。</del></p> <p>① <del>避難支援プラン</del>全体計画の作成</p> <p>市民の迅速・円滑な避難を実現するため、また、独自での避難が困難又は避難に時間を要する高齢者や障害者等の<u>災害時要援護者</u>の避難活動を支援するため、庁内外の<u>災害時要援護者避難支援</u>に関する取り組み等の状況を把握し、あるべき避難支援計画の全体イメージを整理する。</p> <p>② <del>避難支援プラン</del>個別計画作成の支援</p> <p>全体計画に基づき、自助・共助・公助の役割の位置付け、防災部局と福祉部局における役割分担、「<u>要援護者支援班</u>」の設置などについて整理し、高齢者や障害者等、避難行動に支援を必要とする<u>災害時要援護者</u>の<u>避難支援プラン</u>個別計画の作成について、民生委員・児童委員等の協力を得ながら避難支援の実施主体となる自治会及び自主防災組織等への支援を行う。</p>	内容の適正化
50	新 2-35	<p>(3) <u>避難所運営組織の設置</u></p> <p><u>避難所の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行えるよう、平常時から指定避難所ごとに避難所運営体制を整備し、避難所運営マニュアルの作成や避難所運営訓練等を実施する。</u></p> <p><u>避難所運営体制は、市職員及び施設管理者のサポートを基に、各</u></p>	(新規)	・事例

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<u>指定避難所に主に避難する自主防災組織等で構成する。避難所の運営に関して、役割分担を明確にし、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織とする。なお、構成員については、女性の参画促進に努める。</u>		
51	新 2-35	(4) 避難所運営マニュアルの整備 円滑に避難所の運営ができるように、予め避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルを整備する。  また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する必要があることから、マニュアルを整備する際は、女性の参画を推進する。	(3) 避難所運営マニュアルの整備 円滑に避難所の運営ができるように、予め避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルを整備する。 <del>なお、避難所の運営に関し、役割分担を明確にし、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</del> また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する必要があることから、マニュアルを整備する際は、女性の参画を推進する。	・内容の適正化
52	—	(移動)	<del>(5) 公立学校等の避難計画 公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、各学校等の実態に即した避難計画を作成し、適切な避難対策を定め、定期的</del> <del>に同計画の整備点検を行うものとする。</del>	・記載場所の変更
53	新 2-36	(6) <u>メンタルケア実施体制の整備</u> 市は、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員の確保に努める。	(新規)	・県H25
54	新 2-37	4.2 避難拠点の整備 (1) <u>指定避難所の指定</u> (略)	4.2 避難拠点の整備 (1) <del>避難所の整備</del> (略)	・災対法改正 ・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
55	新 2-40	<p>(2) <u>指定緊急避難場所の指定</u></p> <p><u>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため、避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所を、都市公園、学校の校庭（屋外運動場）等を利用して指定緊急避難場所として異常な現象の種類ごとに指定する。</u></p> <p><u>指定緊急避難場所は、おおむね次の基準により指定、整備する。</u></p> <p><input type="checkbox"/>指定緊急避難場所の要件 （略）</p> <p><u>注）指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。</u></p>	<p>(2) <u>避難場所の整備</u></p> <p><u>避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所を、都市公園、学校の校庭（屋外運動場）等を利用して避難場所として指定する。</u></p> <p><u>避難場所は、おおむね次の基準により指定、整備する。</u></p> <p><input type="checkbox"/>指定緊急避難場所の要件 （略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法改正</li> <li>・ 県 H25</li> </ul>
56	新 2-51	<p><b>第2節 震災に強い防災体制の整備</b></p> <p><b>第1 災害活動体制の整備</b></p> <p>1.1 職員の初動体制の整備</p> <p><u>(3) 業務継続計画（BCP）の策定及び推進</u></p> <p><u>市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を策定する。さらに計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。</u></p>	<p><b>第2節 震災に強い防災体制の整備</b></p> <p><b>第1 災害活動体制の整備</b></p> <p>1.1 職員の初動体制の整備 （新規）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県 H25</li> </ul>
57	新 2-51	<p><u>(4) 情報システムやデータバックアップ対策</u></p> <p><u>市は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。</u></p>	<p>（新規）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県 H25</li> </ul>
58	新 2-56	<p>1.4 広域応援協力体制の充実</p> <p>■災害時における応援協定（事業者） （抜粋）</p>	<p>1.4 広域応援協力体制の充実</p> <p>■災害時における応援協定（事業者） （新規）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害協定</li> </ul>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																				
		<table border="1"> <tr> <td>(株) JCN関東</td> <td>防災情報等の放送に関する協定</td> <td>H25. 8. 26</td> <td>災害時におけるケーブルテレビを利用した災害情報や防災情報等の放送</td> <td>資料 1. 37 参照</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合コープみらい</td> <td>災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定</td> <td>H25. 8. 30</td> <td>災害時における応急生活物資の調達及び供給、物資搬送車両の確保、被災状況等の情報の提供</td> <td>資料 1. 38 参照</td> </tr> <tr> <td>(株)伊藤園</td> <td>災害時における飲料水の提供に関する協定</td> <td>H25. 11.28</td> <td>災害時における飲料水の提供の協力</td> <td>資料 1. 39 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉葬祭業協同組合、 全日本葬祭業協同組合連 合会</td> <td>災害時における葬祭協力等に関する協定</td> <td>H26. 2. 20</td> <td>災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力</td> <td>資料 1. 40 参照</td> </tr> </table>	(株) JCN関東	防災情報等の放送に関する協定	H25. 8. 26	災害時におけるケーブルテレビを利用した災害情報や防災情報等の放送	資料 1. 37 参照	生活協同組合コープみらい	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	H25. 8. 30	災害時における応急生活物資の調達及び供給、物資搬送車両の確保、被災状況等の情報の提供	資料 1. 38 参照	(株)伊藤園	災害時における飲料水の提供に関する協定	H25. 11.28	災害時における飲料水の提供の協力	資料 1. 39 参照	埼玉葬祭業協同組合、 全日本葬祭業協同組合連 合会	災害時における葬祭協力等に関する協定	H26. 2. 20	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力	資料 1. 40 参照		
(株) JCN関東	防災情報等の放送に関する協定	H25. 8. 26	災害時におけるケーブルテレビを利用した災害情報や防災情報等の放送	資料 1. 37 参照																				
生活協同組合コープみらい	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	H25. 8. 30	災害時における応急生活物資の調達及び供給、物資搬送車両の確保、被災状況等の情報の提供	資料 1. 38 参照																				
(株)伊藤園	災害時における飲料水の提供に関する協定	H25. 11.28	災害時における飲料水の提供の協力	資料 1. 39 参照																				
埼玉葬祭業協同組合、 全日本葬祭業協同組合連 合会	災害時における葬祭協力等に関する協定	H26. 2. 20	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力	資料 1. 40 参照																				
59	新 2-61	<p><b>第2 災害情報収集・伝達体制の整備</b></p> <p>2.2 被害情報の早期収集体制の整備</p> <p>(2) 情報統括責任者の選任</p> <p>市は、災害情報を一元的に集約し、県や関係機関へ報告するため、<u>情報統括責任者を選任し、情報の集約・報告体制を整備する。</u></p>	<p><b>第2 災害情報収集・伝達体制の整備</b></p> <p>2.2 被害情報の早期収集体制の整備</p> <p>(新規)</p>	・ 県 H25																				
60	新 2-61	<p>(3) 情報の一元管理・共有化</p> <p>市は、<u>応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯そうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化が図れるよう体制を整備する。</u></p>	(新規)	・ 防災対策推進検討 会議最終報告（中 央防災会議防災対 策推進検討会 議 H24. 7）																				
61	新 2-61	<p>(4) 情報処理分析体制の整備</p> <p>①災害情報データベースの整備</p> <p>市は、<u>平常時から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化に努める。</u></p> <p>災害情報のデータベースには、<u>地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、指定避難所、指定緊急避難場所、防災施設等のデータの整備に努める。</u></p> <p>②災害情報シミュレーションシステムの整備</p> <p>市は、<u>上記のデータベースを活用した被害の想定、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムの整備に努める。</u></p> <p>③人材の育成等</p> <p>市は、<u>収集した情報を的確に分析するため、人材の育成を図ると</u></p>	(新規)	・ 県 H25																				

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<u>ともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう体制を整備する。</u>		
62	新 2-63	<p>2.3 通信施設の整備</p> <p>(2) 電話通信設備の整備</p> <p>本市は、NTT東日本一般有線電話のふくそう又は通話不能の場合でも優先的に通話ができるように、既設の電話番号をNTTに「災害時優先電話」として登録している。<u>災害時に効率的な運用を図るため、平常時から災害時優先電話の設置場所を確認するとともに、登録番号については関係機関等との共有を図る。ただし、災害時において有効に使用するため、登録番号は公表しないものとする。</u></p>	<p>2.3 通信施設の整備</p> <p>(2) 電話通信設備の整備</p> <p>本市は、NTT東日本一般有線電話のふくそう又は通話不能の場合でも優先的に通話ができるように、既設の電話番号をNTTに「災害時優先電話」として登録<del>あり</del>、災害時に<del>は</del>効率的な運用を<del>図</del><u>る。</u></p>	・内容の適正化
63	新 2-63	<p>(3) その他の情報通信設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>○情報発信・広報に活用する機器</p> <p><u>同報通信機能を有するファクシミリ通信、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、防災情報メール</u></p>	<p>(3) その他の情報通信設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>○情報発信・広報に活用する機器</p> <p>同報通信機能を有するファクシミリ通信</p>	・内容の適正化
64	新 2-67	<p><b>第3 非常用物資の備蓄</b></p> <p>3.2 食料供給体制の整備</p> <p>地震災害時は、平常時には予測できない市場・流通の混乱、物資の入手難が予想されるため、道路の混乱が収まり流通機構がある程度回復し、また、他地域からの救援物資が到着するまでの間（発災後おおむね3日間）の食料の備蓄は、市、市民及び埼玉県が各々分担して備蓄する。</p> <p>そのため、市は、平常時から備蓄必要量の把握と計画的な備蓄を行うとともに、<u>3日目以降の調達のため、業者と調達協定の締結等を行うとともに緊急調達可能量の一覧表を作成し、適切な市の備蓄</u></p>	<p><b>第3 非常用物資の備蓄</b></p> <p>3.2 食料供給体制の整備</p> <p>地震災害時は、平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手難が予想されるため、道路の混乱が収まり流通機構がある程度回復し、また、他地域からの救援物資が到着するまでの間（発災後おおむね3日間）の食料の備蓄は、市、市民及び埼玉県が各々分担して備蓄する。</p> <p>そのため、市は、平常時から備蓄必要量の把握と<del>1日分</del><u>の備蓄を行うとともに、<del>2日目</del>以降の調達のため、業者と調達協定の締結等を行うとともに緊急調達可能量の一覧表を作成し、適切な市の備蓄</u></p>	・内容の適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由														
		<p>を確保するものとする。</p> <p>本市の食料供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。</p>	<p>を確保するものとする。</p> <p>本市の食料供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。</p>															
65	新 2-67	<p>(1) 食料の備蓄</p> <p>①埼玉県の備蓄計画</p> <p>埼玉県では、地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」によるピーク時避難人口に基づき、埼玉県と市町村がそれぞれ1.5日分（3日分）以上、災害救助従事者用を県と市町村でそれぞれ3日分以上、県内駅周辺の帰宅困難者用を県で1日分以上備蓄するものとしている。</p> <p>②備蓄量の推定</p> <p>県の備蓄計画に基づき、市は、避難住民用として2日分、災害救助従事者用として3日分を備蓄しておく。</p> <p>必要な備蓄量について、以下の方法で推定する。</p> <p>□市の備蓄計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給対象者</th> <th>埼玉県</th> <th>川越市</th> <th>住民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民</td> <td>1.5日分</td> <td>2日分</td> <td>3日分（推奨1週間）</td> </tr> <tr> <td>災害救助従事者</td> <td>3日分</td> <td>3日分</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table> <p>□『関東平野北西縁断層帯地震』における市域の避難者数</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・発災後1日後の避難者数：18,006人</td> </tr> <tr> <td>・帰宅困難者数：47,399人</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県</p> <p>□必要な備蓄量の推定</p>	供給対象者	埼玉県	川越市	住民	避難住民	1.5日分	2日分	3日分（推奨1週間）	災害救助従事者	3日分	3日分	二	・発災後1日後の避難者数：18,006人	・帰宅困難者数：47,399人	<p>(1) 食料の備蓄</p> <p>④備蓄量の推定</p> <p><del>事前に1日分の物資を備蓄しておき、2日目以降については、民間業者から速やかに調達することとし、状況により埼玉県等に応援を要請する。</del></p> <p><del>なお、量及び品目が不足するときには、救援物資として広く援助を求める。</del></p> <p><del>必要な備蓄量を求めるためには、以下のような方法で定めてい</del></p> <p><del>←。</del></p> <p>□必要な備蓄量の推定</p>	<p>・県H25</p> <p>・備蓄計画の再検討</p>
供給対象者	埼玉県	川越市	住民															
避難住民	1.5日分	2日分	3日分（推奨1週間）															
災害救助従事者	3日分	3日分	二															
・発災後1日後の避難者数：18,006人																		
・帰宅困難者数：47,399人																		

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>供給対象者</th> <th>川越市</th> <th>必要な備蓄数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民</td> <td>2日分</td> <td>18,006人×3食×2日=108,036食</td> </tr> <tr> <td>災害救助従事者</td> <td>3日分</td> <td>1,800人*×3食×3日=16,200食</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>二</td> <td>124,236食</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害救助従事者数については、避難住民数に対して1割と想定する。</p> <p>③本市の備蓄状況 (略)</p> <p>(削除)</p>	供給対象者	川越市	必要な備蓄数	避難住民	2日分	18,006人×3食×2日=108,036食	災害救助従事者	3日分	1,800人*×3食×3日=16,200食	合計	二	124,236食	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><del>○備蓄目標（「関東平野北西縁断層帯地震」への備え）</del>  <del>発災後1日後の避難者数は、18,006人と予想されている。</del>  <del>本市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。</del>  <del>18,006人×1日3食×1日分 = 54,018食</del></p> </div> <p>②本市の備蓄計画 (略)</p> <p>②埼玉県の備蓄計画 埼玉県では、地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」によるピーク時避難人口の3日分に相当する量を目標として、埼玉県、市町村及び住民が備蓄するものとしている。</p> <p>■埼玉県の備蓄計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給対象者</th> <th>埼玉県</th> <th>市町村</th> <th>住民</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民</td> <td>1日分</td> <td>1日分</td> <td>1日分</td> <td>3日分</td> </tr> <tr> <td>災害救助従事者</td> <td>1.5日分</td> <td>1.5日分</td> <td>—</td> <td>3日分</td> </tr> </tbody> </table>	供給対象者	埼玉県	市町村	住民	合計	避難住民	1日分	1日分	1日分	3日分	災害救助従事者	1.5日分	1.5日分	—	3日分	
供給対象者	川越市	必要な備蓄数																													
避難住民	2日分	18,006人×3食×2日=108,036食																													
災害救助従事者	3日分	1,800人*×3食×3日=16,200食																													
合計	二	124,236食																													
供給対象者	埼玉県	市町村	住民	合計																											
避難住民	1日分	1日分	1日分	3日分																											
災害救助従事者	1.5日分	1.5日分	—	3日分																											
66	新 2-69	<p>(2) 食料の調達</p> <p>■食料調達の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>食料</th> <th>調達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米 穀</td> <td>・備蓄食料の活用（防災拠点からのアルファ米等の供出） ・農林水産省生産局への要請（政府指定倉庫からの供出） ・協定締結先への要請</td> </tr> <tr> <td>パン、育児用調整粉乳</td> <td>業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用</td> </tr> <tr> <td>副食</td> <td>業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用</td> </tr> </tbody> </table>	食料	調達方法	米 穀	・備蓄食料の活用（防災拠点からのアルファ米等の供出） ・農林水産省生産局への要請（政府指定倉庫からの供出） ・協定締結先への要請	パン、育児用調整粉乳	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用	副食	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用	<p>(2) 食料の調達</p> <p>■食料調達の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>食料</th> <th>調達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米 穀</td> <td>・備蓄食料の活用（防災拠点からのアルファ米等の供出） ・<del>関東農政局</del>への要請（政府指定倉庫からの供出） ・協定締結先への要請</td> </tr> <tr> <td><del>乾パン</del></td> <td><del>備蓄食料の活用、関東農政局への要請</del></td> </tr> <tr> <td><del>乾飯</del></td> <td><del>関東農政局への要請</del></td> </tr> <tr> <td>パン、育児用調整粉乳</td> <td>業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用</td> </tr> <tr> <td>副食</td> <td>業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用</td> </tr> </tbody> </table>	食料	調達方法	米 穀	・備蓄食料の活用（防災拠点からのアルファ米等の供出） ・ <del>関東農政局</del> への要請（政府指定倉庫からの供出） ・協定締結先への要請	<del>乾パン</del>	<del>備蓄食料の活用、関東農政局への要請</del>	<del>乾飯</del>	<del>関東農政局への要請</del>	パン、育児用調整粉乳	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用	副食	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用	・内容の適正化							
食料	調達方法																														
米 穀	・備蓄食料の活用（防災拠点からのアルファ米等の供出） ・農林水産省生産局への要請（政府指定倉庫からの供出） ・協定締結先への要請																														
パン、育児用調整粉乳	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用																														
副食	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用																														
食料	調達方法																														
米 穀	・備蓄食料の活用（防災拠点からのアルファ米等の供出） ・ <del>関東農政局</del> への要請（政府指定倉庫からの供出） ・協定締結先への要請																														
<del>乾パン</del>	<del>備蓄食料の活用、関東農政局への要請</del>																														
<del>乾飯</del>	<del>関東農政局への要請</del>																														
パン、育児用調整粉乳	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用																														
副食	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用																														
67	新 2-77	<p>第4 消防体制の整備</p> <p>4.3 初期消火体制等の強化</p>	<p>第4 消防体制の整備</p> <p>4.3 初期消火体制等の強化</p>	・内容の適正化																											

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>(1) 市民による初期消火等の徹底</p> <p>消防組合は、自治会等を単位とした防災教室を開催し、市民の防災意識の向上及び家庭における住宅用火災警報器の設置促進等を図る。初期消火については、水消火器若しくは各家庭にある消火器等を使用して、消火器の使用方法及び消火技術の向上を図る。</p> <p>一般の火災で消火器を使用して消火協力をした人々に対しては、薬剤詰替えについて助成を行い、市民による初期消火の徹底を図る。また、心肺蘇生法、止血法等の応急手当や身の回りにある簡易救助資器材を使った救助技術の実技講習会を実施し、普及・啓発を図る。</p>	<p>(1) 市民による初期消火等の徹底</p> <p>消防組合は、自治会等を単位とした防災教室を開催し、市民の防災意識の向上を図る。初期消火については、水消火器若しくは各家庭にある消火器等を使用して、消火器の使用方法及び消火技術の向上を図る。</p> <p>一般の火災で消火器を使用して消火協力をした人々に対しては、薬剤詰替えについて助成を行い、市民による初期消火の徹底を図る。また、心肺蘇生法、止血法等の応急手当や身の回りにある簡易救助資器材を使った救助技術の実技講習会を実施し、普及・啓発を図る。</p>	
68	新 2-82	<p><b>第5 災害時医療体制の整備</b></p> <p>5.2 初動医療体制の整備</p> <p>(5) 自主救護体制の整備</p> <p>自主防災組織等は、軽微な負傷者に対しては、避難所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。</p> <p>また、自主的な救護体制が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を通じて応急救護能力の強化をに努める。</p>	<p><b>第5 災害時医療体制の整備</b></p> <p>5.2 初動医療体制の整備</p> <p>(5) 自主救護体制の整備</p> <p>自主防災組織等は、軽微な負傷者に対しては、避難所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。</p>	・ 県H25
69	新 2-87	<p><b>第6 防疫体制の整備</b></p> <p>6.2 防疫薬品・資機材の整備</p> <p>(1) 薬剤の調達体制の整備</p> <p>地震災害時の迅速な防疫活動に備え、関係業者等との協力をもとに防疫活動に要する薬剤の調達体制を整備する。</p>	<p><b>第6 防疫体制の整備</b></p> <p>6.2 防疫薬品・資機材の整備</p> <p>(1) 薬剤の備蓄</p> <p>地震災害時の迅速な防疫活動に備え、<del>防疫活動に要する薬剤の整備</del>を図るとともに、<del>関係業者等との協力をもとに調達体制を整備</del>する。</p>	・ 内容の適正化
70	新 2-87	<p>(2) 資機材の調達体制の整備</p> <p>市内業者等との協力をもとに防疫活動用の資機材器具の調達体制を整備する。</p>	<p>(2) 資機材の備蓄</p> <p><del>防疫活動用の資機材器具の備蓄</del>を図るとともに、<del>不足する資機材</del>については市内業者等との協力をもとに調達体制を整備する。</p>	・ 内容の適正化



No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
71	新 2-88	<p>6.3 埋・火葬のための資材、火葬場の整備</p> <p>(1) 遺体収容所の選定</p> <p>市は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。</p>	<p>6.3 火葬場の整備</p> <p>(新規)</p>	<p>・ 県H25</p>
72	新 2-88	<p>(2) 埋・火葬のための資材の確保</p> <p>市は、震災時に棺、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との災害協定を締結している。</p>	<p>(新規)</p>	<p>・ 県H25</p> <p>・ 災害協定</p>
73	新 2-92	<p>第7 緊急輸送体制の整備</p> <p>7.1 緊急輸送道路の確保</p> <p>(1) 緊急輸送道路の指定</p> <p>④下水道のマンホールの耐震化</p> <p>本市は、液状化が想定される緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。</p>	<p>第7 緊急輸送体制の整備</p> <p>7.1 緊急輸送道路の確保</p> <p>(1) 緊急輸送道路の指定</p> <p>(新規)</p>	<p>・ 県H25</p>
74	新 2-92	<p>(3) 応急復旧用資機材の整備</p> <p>本市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。</p> <p>また、発災時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、道路管理者間で事前調整を行う。</p>	<p>(3) 応急復旧用資機材の整備</p> <p>本市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。</p>	<p>・ 県H26 案</p>
75	新 2-98	<p>第9 住宅対策</p> <p>9.1 応急仮設住宅の事前計画</p> <p>(2) 応急仮設住宅用地の選定</p> <p>本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮</p>	<p>第9 <del>応急仮設住宅対策</del></p> <p>9.1 応急仮設住宅の<del>用地の確保</del></p> <p>(2) 応急仮設住宅用地の選定</p> <p>本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮</p>	<p>・ 県H25</p> <p>・ 内容の適正化</p>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		設住宅建設予定地をあらかじめ確保するものとする。 そのため、次に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、建設に適切な予定地を選定する。 <u>また、応急仮設住宅建設予定地の選定状況を年1回、県に対して報告する。</u>	設住宅建設予定地をあらかじめ確保するものとする。 そのため、次に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、建設に適切な予定地を選定する。	
76	新 2-100	<u>(4) 応急仮設住宅用資機材の確保</u> (略)	<del>9.2</del> 応急仮設住宅用資機材の確保 (略)	・内容の適正化
77	新 2-101	<u>9.2 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備</u> <u>被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定は、大地震により被災した建築物及び宅地を調査し、その後に発生する余震などによる建築物の倒壊や宅地の崩壊の危険性について判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的としている。</u> <u>(1) 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備</u> <u>本市は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。</u>	(移動)	・記載場所の変更
78	新 2-101	<u>(2) 被災宅地危険度判定に係る体制の整備</u> <u>本市は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士制度を活用することにより被災宅地危険度判定士を確保するものとする。</u>	(移動)	・記載場所の変更
79	新 2-102	<u>9.3 民間賃貸住宅等の把握</u> <u>本市は、災害時に被災者への一時的な居住場所を確保するため、入居可能な民間賃貸住宅の情報把握及び提供を速やかに行えるよう、(公社)埼玉県宅地建物取引協会埼玉県西部支部と協定を締結し</u>	(新規)	・災害協定

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		ている。		
80	新 2-103	<p><b>第10 文教対策</b></p> <p><u>震災時において、園児、児童及び生徒等の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前対策を推進する。</u></p> <p><u>また、本市域には歴史的建造物や史跡等の文化財が数多くあり、本市はその保護・保存に努めているが、文化財の耐震・防火対策を図るため、所有者又は管理者に対し次の事項を指導・周知する体制づくりに努める。</u></p>	<p><b>第10 文化財の災害予防</b></p> <p>本市域には歴史的建造物や史跡等の文化財が数多くあり、本市はその保護・保存に努めているが、文化財の耐震・防火対策を図るため、所有者又は管理者に対し次の事項を指導・周知する体制づくりに努める。</p>	・内容の適正化
81	新 2-103	<p><b>10.1 文教対策</b></p> <p><u>所管する学校及び保育園、学童保育室（以下「公立学校等」という。）における園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を図るため、平常時から防災訓練等を実施する。また、災害時の教育活動の実施を確保するため、事前計画の作成の推進を図る。</u></p>	(新規)	・県H25
82	新 2-103	<p><b>(1) 公立学校等の災害対策</b></p> <p><u>公立学校等の校長等は、災害の発生に備えて次の措置を講じる。</u></p> <p><b>□校長等の措置</b></p> <p><u>・児童生徒等を安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、各公立学校等の実態に即した学校防災対応マニュアルを作成し、定期的に同計画の整備点検を行う。</u></p> <p><u>・公立学校等の立地条件などを考慮し、災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等を定め、明確な計画を立てる。</u></p> <p><u>・市地域防災計画における学校の位置づけを確認し、公立学校等の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討し、その周知を図る。</u></p> <p><u>・教育員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。</u></p>	(新規)	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。</li> <li>・不時の災害発生に対処する訓練を実施する。</li> </ul>		
83	新 2-104	<p>(2) 市（教育委員会）の措置</p> <p>市（教育委員会）は、次の措置を講じる。</p> <p>□市（教育委員会）の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する学校を指導及び支援し、各学校における学校防災対応マニュアルや応急教育計画の作成、防災訓練の実施等、事前対策を推進する。</li> <li>・教材用品の調達及び配給方法についてあらかじめ計画を立てる。</li> </ul>	(新規)	・ 県H25
84	新 2-106	<p><b>第 1 1 帰宅困難者対策</b></p> <p>1 1. 1 帰宅困難者の把握</p> <p>(1) 帰宅困難者の定義</p> <p>地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者のうち、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。</p>	<p><b>第 1 1 帰宅困難者対策</b></p> <p>1 1. 1 帰宅困難者の把握</p> <p>(1) 帰宅困難者の定義</p> <p>地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。このため、徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。</p>	・ 県H25
85	新 2-107	<p>1 1. 2 帰宅困難者発生に伴う影響</p> <p>帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。</p> <p>(1) 都内及び市内主要駅周辺等での混乱</p> <p>本市から県外に就業・通学している約40,000人のうち約38,000人は都内への就業・通学者であるが、都内全体では約390万人が帰宅困難になるものと推計されており（「首都直下地震による東京の被害想定（最終報告）」平成18年3月 東京都防災会議地震部会）、都内での大混乱に巻き込まれることが想定される。</p> <p>また、鉄道運行停止により、市内主要駅等では、帰宅できない大</p>	<p>1 1. 2 帰宅困難者発生に伴う影響</p> <p><del>「東京湾北部地震」による帰宅困難者の発生に伴い、</del>次のような影響が考えられる。</p> <p>(1) 都内の混乱</p> <p>本市から県外に就業・通学している約40,000人のうち約38,000人は都内への就業・通学者であるが、都内全体では約390万人が帰宅困難になるものと推計されており（「首都直下地震による東京の被害想定（最終報告）」平成18年3月 東京都防災会議地震部会）、都内での大混乱に巻き込まれることが懸念される。</p>	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<u>量の駅前滞留者が発生し混乱することが想定される。</u>		
86	新 2-108	(2) 帰宅困難者への対応 (略)	(2) 帰宅困難となった非居住者への対応 (略)	・ 県H25
87	新 2-108	<u>(4) 被害の拡大</u> <u>発災直後から多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。</u>	(新規)	・ 県H25
88	新 2-108	<u>(5) 通信手段の喪失</u> <u>多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそうの発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。</u>	(新規)	・ 県H25
89	新 2-114	<b>第3節 市民と行政の協働による防災対策</b> <b>第1 防災意識の高揚</b> 1.2 啓発すべき内容 <u>(2) 防災意識の向上</u> <u>市は、市その他防災関係機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承や防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう市民に啓発する。</u>	<b>第3節 市民と行政の協働による防災対策</b> <b>第1 防災意識の高揚</b> 1.2 啓発すべき内容 (新規)	・ 県H25
90	新 2-115	<u>(3) 家庭内三つの取組の普及</u> <u>市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組みを家庭内で実施する。</u> <u>□家庭内三つの取組</u> <u>①家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。</u> <u>②災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。</u>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		③家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。 特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら 買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。		
91	新 2-115	(4) 発災時の心得  <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な条件下での地震発生時にとるべき行動</li> <li>・自ら情報収集するよう努めること</li> <li>・避難所での行動、注意事項</li> <li>・災害時の家族での連絡手段</li> <li>・緊急地震速報の概要と受けた時の適切な対応行動</li> <li>・要配慮者や男女のニーズの違いについて配慮すべき事項</li> </ul>	(2) 発災時の心得  <ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>食料、水、生活必需品等の備蓄、非常持出品の準備や家具の転倒防止対策等の予防・安全対策</del></li> <li>・様々な条件下での地震発生時にとるべき行動</li> <li>・避難所での行動、注意事項</li> <li>・災害時の家族での連絡体制</li> <li>・緊急地震速報の概要と受けた時の適切な対応行動</li> <li>・<del>災害時要援護者</del>や男女のニーズの違いについて配慮すべき事項</li> </ul>	・内容の適正化
92	新 2-115	(5) 防災総点検の実施 市民は、防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、市民、事業者等主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。 □主な点検例	(新規)	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>各主体</th> <th>点検事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家具や家電製品などの転倒防止対策</li> <li>・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認</li> <li>・備蓄品・非常持出品の点検</li> <li>・住居の耐震性の確認と必要な補強等</li> <li>・家族の非常時の連絡方法の話し合い</li> <li>・避難場所や安全な避難経路の確認</li> <li>・消火器の設置場所、操作方法の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の防災体制の整備</li> <li>・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策）</li> <li>・建物の耐震診断、必要な補強等</li> <li>・備蓄品・非常持出品の点検</li> <li>・従業員等との非常時の連絡方法等の整備</li> <li>・消火器、発電機などの防災資機材の点検</li> <li>・危険物施設の安全点検</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の危険性の把握</li> <li>・高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認</li> <li>・地域住民への連絡系統の確認</li> <li>・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品）</li> <li>・消防水利や施設の点検・確認</li> <li>・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の防災体制の整備状況</li> <li>・教職員への研修</li> <li>・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況</li> <li>・学校の防災体制の確認</li> <li>・学校施設・設備の安全点検</li> <li>・危険物・化学薬品等の管理点検</li> <li>・避難所としての取組状況</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	各主体	点検事項	家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具や家電製品などの転倒防止対策</li> <li>・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認</li> <li>・備蓄品・非常持出品の点検</li> <li>・住居の耐震性の確認と必要な補強等</li> <li>・家族の非常時の連絡方法の話し合い</li> <li>・避難場所や安全な避難経路の確認</li> <li>・消火器の設置場所、操作方法の確認</li> </ul>	事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の防災体制の整備</li> <li>・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策）</li> <li>・建物の耐震診断、必要な補強等</li> <li>・備蓄品・非常持出品の点検</li> <li>・従業員等との非常時の連絡方法等の整備</li> <li>・消火器、発電機などの防災資機材の点検</li> <li>・危険物施設の安全点検</li> </ul>	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の危険性の把握</li> <li>・高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認</li> <li>・地域住民への連絡系統の確認</li> <li>・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品）</li> <li>・消防水利や施設の点検・確認</li> <li>・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検</li> </ul>	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の防災体制の整備状況</li> <li>・教職員への研修</li> <li>・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況</li> <li>・学校の防災体制の確認</li> <li>・学校施設・設備の安全点検</li> <li>・危険物・化学薬品等の管理点検</li> <li>・避難所としての取組状況</li> </ul>		
各主体	点検事項													
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具や家電製品などの転倒防止対策</li> <li>・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認</li> <li>・備蓄品・非常持出品の点検</li> <li>・住居の耐震性の確認と必要な補強等</li> <li>・家族の非常時の連絡方法の話し合い</li> <li>・避難場所や安全な避難経路の確認</li> <li>・消火器の設置場所、操作方法の確認</li> </ul>													
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の防災体制の整備</li> <li>・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策）</li> <li>・建物の耐震診断、必要な補強等</li> <li>・備蓄品・非常持出品の点検</li> <li>・従業員等との非常時の連絡方法等の整備</li> <li>・消火器、発電機などの防災資機材の点検</li> <li>・危険物施設の安全点検</li> </ul>													
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の危険性の把握</li> <li>・高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認</li> <li>・地域住民への連絡系統の確認</li> <li>・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品）</li> <li>・消防水利や施設の点検・確認</li> <li>・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検</li> </ul>													
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の防災体制の整備状況</li> <li>・教職員への研修</li> <li>・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況</li> <li>・学校の防災体制の確認</li> <li>・学校施設・設備の安全点検</li> <li>・危険物・化学薬品等の管理点検</li> <li>・避難所としての取組状況</li> </ul>													
93	新 2-117	<p>1.3 防災教育の推進</p> <p>(2) 学校における防災教育</p> <p>学校における防災教育は、安全教育の一環として<u>ホームルーム</u>や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の<u>発達段階</u>に即した指導をする。</p> <p>①学校行事としての防災教育</p> <p><u>防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。</u></p> <p><u>また、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練、防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体</u></p>	<p>1.3 防災教育の推進</p> <p>(2) 学校における防災教育</p> <p>学校における防災教育は、安全教育の一環として<u>学級活動</u>や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の<u>学年</u>に即した指導をする。</p> <p>①学校行事としての防災教育</p> <p><u>児童生徒等の防災意識を高めるため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練や防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験等を実施する。</u></p>	・ 県H25										

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター）や地域の防災訓練での体験学習等を実施する。</p> <p>②教科等による防災教育</p> <p>社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等、現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険についてビデオ教材等を活用した教育を行う。</p> <p>また、学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。</p>	<p>②教科等による防災教育</p> <p><del>各教科等を通じ、地震災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等について学習する。</del>現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。</p>	
94	新 2-119	<p><b>第2 防災訓練の充実</b></p> <p><u>2.1 訓練の目的</u></p> <p>防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 防災関係機関との連携体制の確認</p> <p>防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与する。</p> <p>(2) 各種計画の検証</p> <p>防災訓練の実施に当たっては、市地域防災計画や活動マニュアル等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、各種計画及びマニュアル等の継続的な改善に寄与する。</p> <p>(3) 防災意識の向上</p> <p>住民一人ひとりが、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とする。</p>	<p><b>第2 防災訓練の充実</b></p> <p>（新規）</p>	<p>・ 県H25</p>



No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>(4) 多様な主体による実践的な訓練の実施</u>  <u>防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資する。</u></p> <p><u>(5) 要配慮者、男女ニーズの違いへの配慮</u>  <u>防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</u>  <u>また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p><u>(6) 訓練見学等の留意点</u>  <u>防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意する。</u></p>		
95	新 2-121	<p><u>2.2 総合防災訓練</u>  <u>(3) 訓練内容</u>  <input type="checkbox"/>本市が主とする内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練）</li> <li>・災害情報の伝達収集、広報訓練</li> <li>・災害現地調査訓練</li> <li>・避難誘導訓練</li> <li>・帰宅困難者対策訓練</li> <li>・避難所、救護所開設・運営訓練</li> <li>・道路応急復旧訓練</li> <li>・水防訓練</li> </ul>	<p><del>2.1</del> 総合防災訓練  (3) 訓練内容  <input type="checkbox"/>本市が主とする内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練）</li> <li>・災害情報の伝達収集、広報訓練</li> <li>・災害現地調査訓練</li> <li>・避難誘導訓練</li> <li>・帰宅困難者対策訓練</li> <li>・避難所、救護所運営訓練</li> <li>・道路応急復旧訓練</li> <li>・水防訓練</li> </ul>	・内容の適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水訓練</li> <li>・自主防災組織、自警消防隊等の活動支援訓練等</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>自主防災組織・自警消防隊及び市民が主とする内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火訓練</li> <li>・<u>避難訓練</u></li> <li>・<u>通報訓練</u></li> <li>・<u>救出訓練</u></li> <li>・応急救護訓練</li> <li>・炊き出し訓練</li> <li>・巡回点検訓練</li> <li>・<u>避難行動要支援者等の安全確保訓練等</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水訓練</li> <li>・自主防災組織、自警消防隊等の活動支援訓練等</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>自主防災組織・自警消防隊及び市民が主とする内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火訓練</li> <li>・応急救護訓練</li> <li>・炊き出し訓練</li> <li>・巡回点検訓練</li> <li>・災害時要援護者等の安全確保訓練</li> <li>・<del>避難訓練</del></li> <li>・<del>避難誘導訓練等</del></li> </ul>	
96	新 2-123	<p><u>2.3 本市及び防災関係機関の訓練</u></p> <p>(2) 避難・救助訓練</p> <p>③実施方法</p> <p><input type="checkbox"/>本市による避難・救助訓練</p> <p><u>災害時において、避難の勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実に期するため、本市が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び自治会、居住者、滞在者の協力を得て実施する。</u></p> <p><input type="checkbox"/>保育所、小・中・高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練</p> <p>施設管理者は、地震災害時の乳幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。</p> <p><u>訓練にあたっては、あらかじめ各種の想定のもとに実施し、災害に対し、臨機応変の措置がとれるよう常にその指導に努める。</u></p>	<p><del>2.3</del> 本市及び防災関係機関の訓練</p> <p>(2) 避難・救助訓練</p> <p>③実施方法</p> <p><input type="checkbox"/>本市による避難・救助訓練</p> <p>本市が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び自治会の協力を得て実施する。</p> <p><input type="checkbox"/>保育所、小・中・高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練</p> <p>施設管理者は、地震災害時の乳幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。</p>	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
97	新 2-123	<p>(3) 災害情報収集伝達訓練</p> <p><u>各防災関係機関は、災害情報の収集伝達機器を十分機能し活用できる状態に保つとともに、地震災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような情報の収集、伝達訓練を実施する。</u></p> <p>③実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集伝達機器について、日常業務での活用及び点検と性能の維持</li> <li>・災害に関する予測、警報の通知及び伝達</li> <li>・被害状況及び災害応急措置についての報告及び連絡</li> </ul>	<p>(3) 災害通信連絡訓練</p> <p>地震災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような災害通信連絡を実施する。</p> <p>③実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する予測、警報の通知及び伝達</li> <li>・被害状況報告</li> <li>⇒災害応急措置についての報告及び連絡</li> </ul>	・県H25
98	新 2-124	<p>(7) その他の訓練</p> <p><u>上記訓練のほか、業務継続計画図上訓練、徒歩帰宅訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。</u></p>	(新規)	・県H25
99	新 2-124	<p>(8) 訓練の検証</p> <p><u>実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、評価及び検証を行う。</u></p> <p>①評価及び検証の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練後の意見交換会</li> <li>・アンケート</li> <li>・訓練の打合せでの検討</li> </ul> <p>②検証の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。</li> <li>・次期の訓練計画に反映する。</li> </ul>	(新規)	・県H25
100	新 2-125	<p>2.4 事業所、自主防災組織及び市民の訓練</p> <p>(4) 実践的な訓練の導入</p> <p><u>本市は、市民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG※1）や避難所開設・運営訓練（HUG※2）を取り入れ、住民参加型で地域</u></p>	<p><del>2.3</del> 事業所、自主防災組織及び市民の訓練</p> <p>(新規)</p>	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由										
		<p><u>に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。</u></p> <p>※1 DIG (Disaster Imagination Game)  <u>大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。</u></p> <p>※2 HUG (Hinanzyo Unei Game)  <u>避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。</u></p>												
101	新 2-128	<p><b>第3 防災組織の育成・強化</b></p> <p>3.1 自主防災組織の育成・強化</p> <p>(2) 自主防災組織の整備</p> <p>②活動の充実、強化</p> <p><u>市は、次に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備等に努め、組織の活性化を促進する。</u></p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">自主防災組織の結成の促進</td> <td style="padding: 5px;">（結成への働きかけ、支援等）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">自主防災組織の育成・支援</td> <td style="padding: 5px;">（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">活動のための環境整備</td> <td style="padding: 5px;">（資機材及び訓練用の場所等の整備等）</td> </tr> </table> </div>	自主防災組織の結成の促進	（結成への働きかけ、支援等）	↓		自主防災組織の育成・支援	（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）	↓		活動のための環境整備	（資機材及び訓練用の場所等の整備等）	<p><b>第3 防災組織の育成・強化</b></p> <p>3.1 自主防災組織の育成・強化</p> <p>(2) 自主防災組織の整備</p> <p>（新規）</p>	・ 県H25
自主防災組織の結成の促進	（結成への働きかけ、支援等）													
↓														
自主防災組織の育成・支援	（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）													
↓														
活動のための環境整備	（資機材及び訓練用の場所等の整備等）													
102	新 2-131	<p>3.3 事業所等の防災組織の育成</p> <p>(1) 事業所の防災組織</p> <p>①防災体制の強化</p> <p>消防組合では、多数の人が利用する事業所について、防火管理者の選任、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検、整備などを行うよう指導し、出火の防止、初期消火体制の強化等が</p>	<p>3.3 事業所等の防災組織の育成</p> <p>(1) 事業所の防災組織</p> <p>①防災体制の強化</p> <p>消防組合では、多数の人が利用する事業所について、防火管理者の選任、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検、整備などを行うよう指導し、出火の防止、初期消火体制の強化等が</p>	・ 県H25										

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>図られるよう努めている。また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている複合用途防火対象物については、発災時に事業所の自衛消防組織が中心となって防災体制をとれるよう指導を図る。</p> <p><u>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>③企業等における防災教育</u></p> <p><u>事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。</u></p> <p><u>消防組合は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。</u></p>	<p>図られるよう努めている。また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている複合用途防火対象物については、発災時に事業所の自衛消防組織が中心となって防災体制をとれるよう指導を図る。</p> <p>(新規)</p>	
103	新 2-132	<p><u>3.4 地区防災計画の作成</u></p> <p><u>大規模災害が発生した場合、被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが必要である。</u></p> <p><u>そのため、市内の一定の地区内の地域住民及び事業所を有する事業者は、共同して地区防災計画を策定し、自助・共助による地域の</u></p>	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法改正</li> <li>・ 県 H25</li> </ul>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。</u></p> <p><u>なお、地区防災計画の作成にあたり、本市は当該地区に対して必要な支援や助言等を行うものとする。</u></p>		
104	新 2-133	<p><b>第4 災害時避難行動要支援者対策</b></p> <p>大規模な地震が発生した場合、寝たきり等の高齢者、施設利用者（高齢者）、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者等の災害対応能力の弱者及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国籍市民（以下「<u>要配慮者</u>」という。）が、適切な防災行動をとることは容易でない。また、<u>要配慮者の中でも特に要介護高齢者や障害者などの避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。</u></p> <p>このため、本市は、これら<u>避難行動要支援者</u>に対する防災環境の整備や支援等を中心とした防災対策を推進する。</p> <p>本市の<u>要配慮者</u>の安全確保を推進するために必要な施策を次に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《参考》</p> <p>◆<u>要配慮者とは</u>          高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。</p> <p>◆<u>避難行動要支援者とは</u>          市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。</p> </div>	<p><b>第4 災害時要援護者の安全確保</b></p> <p>大規模な地震が発生した場合、寝たきり等の高齢者、施設利用者（高齢者）、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者等の災害対応能力の弱者及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国籍市民（以下「<u>災害時要援護者</u>」という。）が、適切な防災行動をとることは容易でなく、また、<u>近年の災害においては災害時要援護者が被害を受ける場合が多い。</u></p> <p>このため、本市は、これら<u>災害時要援護者</u>に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を推進する。</p> <p>本市の<u>災害時要援護者</u>の安全確保を推進するために必要な施策を次に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《参考》</p> <p>◆<u>災害時要援護者とは</u>          災害に対処するにあたって何らかの障害を持つことにより援護を必要とする者を意味し、次のように定義される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○移動することが困難な者</li> <li>○医薬品や医療機器がないと生活できない者</li> <li>○情報を受けたり伝えたりすることが困難な者</li> <li>○理解や判断ができない又は時間がかかる者</li> <li>○精神的に不安定になりやすい者</li> </ul> <p>具体的には「心身障害者」や「傷病者」をはじめ、体力的に衰えのある「高齢者」、また「乳幼児」や日本語の理解が十分でない「外国籍市民」、さらに「時的なインディビジュアルを負う者として「妊産婦」や該当地域の地理に疎い「旅行者」などが考えられる。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法改正</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府, H25. 8）</li> <li>・ 県 H25</li> </ul>
105	新 2-134	<p>4.1 在宅の<u>避難行動要支援者</u>に対する安全対策</p> <p>(1) <u>避難支援全体計画の作成</u></p> <p>市は、内閣府が策定した「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関</u></p>	<p>4.1 在宅の<u>災害時要援護者</u>に対する安全対策</p> <p>(新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法改正</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府, H25. 8）</li> </ul>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		する取組指針（平成25年8月、内閣府）」を参考に、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、より細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として避難支援全体計画を定める。		・県H25
106	新 2-134	<p>(2) 避難行動要支援者の把握</p> <p>市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の福祉関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報を集約する。</p> <p>また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。</p>	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災対法改正</li> <li>・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、H25.8）</li> <li>・県H25</li> </ul>
107	新 2-134	<p>(3) 避難支援等関係者となる者</p> <p>避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことであり、消防機関、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自治会等、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により避難支援者を決める。</p>	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災対法改正</li> <li>・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、H25.8）</li> <li>・県H25</li> </ul>
108	新 2-135	<p>(4) 避難行動要支援者名簿に登録する者の範囲</p> <p>市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。</p> <p>□高齢者や障害者等の避難能力の判断に係る着目点</p> <p>① 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力</p> <p>② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力</p> <p>③ 避難行動を取る上で必要な身体能力</p> <p>なお、要介護状態区分や障害支援区分等の要件に加え、地域にお</p>	<p>(1) 災害時要援護者の状況把握及び情報の共有化</p> <p><del>災害時要援護者情報（所在、緊急連絡先、家族構成、介護状況等）を把握し、災害時要援護者の名簿を作成する。名簿に掲載する者の範囲は自ら避難することが困難な下記の要件に該当するものとする。なお、該当者の把握に向け、市は関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するほか、必要があればその他関係機関に対して情報提供を求めよう努める。また、該当者の状況の変化を考慮し、市は名簿を更新する期間や仕組みを構築し名簿情報を最新の状態に保つほか、避難支援等に必要な事項に変化が生じたり転居や入院等により名簿から削除された場合は、その情報を市及び関係者間で共有しよう努める。</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災対法改正</li> <li>・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、H25.8）</li> <li>・県H25</li> </ul>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>いて真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう努める。</u></p> <p><u>また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。</u></p> <p>□<u>避難行動要支援者名簿に登載する者</u></p> <p>① ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）で介護が必要な者  ② 高齢者（65歳以上）のみの世帯の方で介護が必要な者  ③ 75歳以上の高齢者のみの世帯の者  ④ 視覚障害、聴覚障害、下肢・体幹・移動機能障害のある者  ⑤ 上記以外の身体障害（1級または2級）のある者  ⑥ 知的障害（AまたはAのある者）  ⑦ 精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの者  ⑧ <u>①～⑦以外で、避難支援等関係者が支援の必要を認めた者</u></p>	<p>□<u>名簿に掲載する者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）で介護が必要な者</li> <li>・高齢者（65歳以上）のみの世帯の方で介護が必要な者</li> <li>・75歳以上の高齢者のみの世帯の者</li> <li>・視覚障害、聴覚障害、下肢・体幹・移動機能障害のある者</li> <li>・上記以外の身体障害（1級または2級）のある者</li> <li>・知的障害（AまたはAのある者）</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの者</li> </ul>	
109	新 2-135	<p>(5) <u>避難行動要支援者名簿の作成</u></p> <p><u>市は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。</u></p> <p><u>名簿は、福祉関係部局で把握している要介護高齢者や障害者情報等の情報を集約するほか、必要があればその他関係機関に対して情報提供を求め、避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報を抽出し、作成する。</u></p>	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災対法改正</u></li> <li>・<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u> (内閣府, H25. 8)</li> <li>・<u>県 H25</u></li> </ul>



No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>□避難行動要支援者名簿の記載事項</u></p> <p>① 氏名</p> <p>② 生年月日</p> <p>③ 性別</p> <p>④ 住所又は居所</p> <p>⑤ 避難支援等を必要とする事由</p> <p>⑥ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</p>		
110	新 2-136	<p>(6) <u>避難行動要支援者名簿の更新</u></p> <p><u>避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つほか、避難支援等に必要な事項に変化が生じたり転居や入院等により名簿から削除された場合は、その情報を市及び関係者間で共有するよう努める。</u></p>	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法改正</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府, H25. 8）</li> <li>・ 県 H25</li> </ul>
111	新 2-136	<p>(7) <u>避難行動要支援者名簿の活用及び適正管理</u></p> <p><u>平常時は避難行動要支援者本人の同意を得て、提供用名簿を消防機関、自治会、民生委員・児童委員、福祉事務所等へ提供し、避難行動要支援者情報の共有による連携を進める。また、発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、市は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、名簿への登載について、避難行動要支援者等に働きかける。</u></p> <p><u>なお、名簿の提供にあたっては、市は名簿の提供を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置をとるものとし、避難行動要支援者に関する個人情報の取扱いについては、以下のとおり行う。</u></p>	<p><del>また、平常時は災害時要援護者本人の同意を得て、名簿を自治会、民生委員・児童委員、福祉事務所等へ提供し、災害時要援護者情報の共有による連携を進める。</del></p> <p>名簿の提供にあたっては、市は名簿を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置をとる。</p> <p><del>なお、災害時要援護者に関する個人情報の取扱いについては、以下のとおり行う。</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法改正</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府, H25. 8）</li> <li>・ 県 H25</li> </ul>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>□避難行動要支援者の個人情報等の取扱い</p> <p><u>避難行動要支援者の個人情報については、市が名簿提供組織に対し、守秘義務を守り適切に取り扱われるよう十分配慮する。</u></p> <p><u>例)市と自治会との間で個人情報の取り扱いに関する協定を取り交わす。</u></p> <p><u>民生委員・児童委員等へは取り扱いについての十分な説明を行う。</u></p>	<p>□災害時要援護者の個人情報等の取扱い</p> <p><del>災害時要援護者についての情報は、市及び名簿提供組織(自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等)間で協定を取り交わし、個人情報に係る守秘義務を確保する。</del></p>	
112	新 2-136	<p>(8) 避難支援等関係者の安全確保の措置</p> <p><u>避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、市は、避難支援者等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。</u></p> <p><u>また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、自助が前提であり、制度はその補助であることを正しく理解してもらうよう周知に努める。</u></p>	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法改正</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 (内閣府, H25. 8)</li> <li>・ 県 H25</li> </ul>
113	新 2-136	<p>(9) 個別計画の作成</p> <p>自力での避難が困難な避難行動要支援者への避難活動を支援するため、本市は、<u>避難行動要支援者避難支援全体計画</u>を推進し、自治会等を主体とした避難行動要支援者支援基盤を構築し、高齢者世帯、要介護認定者や障害者が居る世帯に対して地域全体として避難の支援等を行う体制づくりを推進する。</p> <p>また、<u>避難行動要支援者避難支援全体計画</u>に基づく<u>個別計画</u>の作成について、支援実施主体への支援を行う。<u>個別計画</u>の作成にあたっては、<u>避難行動要支援者</u>および<u>支援実施主体等関係者</u>に対し避難の必要性や名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で関係者</p>	<p>(3) 災害時要援護者避難支援プランの推進及び個別支援プラン作成の支援</p> <p>自力での避難が困難な災害時要援護者への避難活動を支援するため、本市は、<del>災害時要援護者避難支援プラン</del>を推進し、自治会や自主防災組織等を主体とした災害時要援護者支援基盤を構築し、高齢者世帯、要介護認定者や障害者が居る世帯に対して地域全体として避難の支援等を行う体制づくりを推進する。</p> <p>また、<del>災害時要援護者避難支援プラン</del>に基づく<u>個別支援プラン</u>の作成について、支援実施主体への支援を行う。<del>同プラン</del>の作成にあたっては、<u>災害時要援護者</u>および<u>支援実施主体等関係者</u>に対し避難の必要性や名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で関係者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法改正</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 (内閣府, H25. 8)</li> <li>・ 県 H25</li> </ul>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																																																												
		<p>の安全確保の措置について十分な配慮に努める。</p> <p>■個別計画作成までの手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>実施事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>自治会、民生委員・児童委員等への説明会</td> <td>制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>関係機関共有方式による情報共有</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所順にするなどし、避難支援用に整理</td> <td>全体名簿の作成</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>避難行動要支援者本人への制度の周知及び避難支援等関係者への情報提供同意確認</td> <td>市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知・郵送による同意確認</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>避難行動要支援者の情報提供に同意した者の情報を整理</td> <td>提供用名簿の作成</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>自治会、民生委員・児童委員等への説明会</td> <td>情報の管理方針についても研修</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>提供用名簿の提供</td> <td>避難行動要支援者情報の提供を受ける者の守秘義務の確保</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>一人ひとりの個別計画の作成・整理</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>以後、継続的に登録情報を更新</td> <td>一</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 関係機関共有方式 地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、避難行動要支援者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する避難行動要支援者情報を防災関係部局などの関係機関の間で共有する方式。</p>	手順	実施事項	備考	1	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催	2	関係機関共有方式による情報共有	二	3	関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所順にするなどし、避難支援用に整理	全体名簿の作成	4	避難行動要支援者本人への制度の周知及び避難支援等関係者への情報提供同意確認	市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知・郵送による同意確認	5	避難行動要支援者の情報提供に同意した者の情報を整理	提供用名簿の作成	6	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	情報の管理方針についても研修	7	提供用名簿の提供	避難行動要支援者情報の提供を受ける者の守秘義務の確保	8	一人ひとりの個別計画の作成・整理	三	9	以後、継続的に登録情報を更新	一	<p>の安全確保の措置について十分な配慮に努める。</p> <p>■<del>個別避難支援プランの作成手順例（関係機関共有方式・同意方式の場合）</del></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>実施事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><del>消防団、自主防災組織、福祉関係者等への説明会</del></td> <td><del>制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催</del></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>関係機関共有方式による情報共有</td> <td>要援護者名簿の提供（協定書の取交わり）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所順にするなどし、避難支援用に整理</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>要援護者本人への制度の周知</td> <td>市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>自主防災組織、民生委員等による、要援護者本人からの情報収集（同意方式）</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><del>一人ひとりの個別避難支援プランの作成・整理</del></td> <td><del>＝</del></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><del>消防団、自主防災組織、福祉関係者等への説明会</del></td> <td><del>情報の管理方針についても研修</del></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>個別避難支援プランを避難支援者、情報共有者へ配布（情報の共有化）・訓練</td> <td>個別避難支援プラン（要援護者情報）の提供を受ける者の守秘義務の確保</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td><del>以後、関係機関共有方式や同意方式を活用しつづけて、日常的に登録情報を更新</del></td> <td><del>＝</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 関係機関共有方式 地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の間で共有する方式。</p> <p>注2) 同意方式 防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。</p>	手順	実施事項	備考	1	<del>消防団、自主防災組織、福祉関係者等への説明会</del>	<del>制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催</del>	2	関係機関共有方式による情報共有	要援護者名簿の提供（協定書の取交わり）	3	関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所順にするなどし、避難支援用に整理	＝	4	要援護者本人への制度の周知	市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知	5	自主防災組織、民生委員等による、要援護者本人からの情報収集（同意方式）	＝	6	<del>一人ひとりの個別避難支援プランの作成・整理</del>	<del>＝</del>	7	<del>消防団、自主防災組織、福祉関係者等への説明会</del>	<del>情報の管理方針についても研修</del>	8	個別避難支援プランを避難支援者、情報共有者へ配布（情報の共有化）・訓練	個別避難支援プラン（要援護者情報）の提供を受ける者の守秘義務の確保	9	<del>以後、関係機関共有方式や同意方式を活用しつづけて、日常的に登録情報を更新</del>	<del>＝</del>	
手順	実施事項	備考																																																														
1	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催																																																														
2	関係機関共有方式による情報共有	二																																																														
3	関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所順にするなどし、避難支援用に整理	全体名簿の作成																																																														
4	避難行動要支援者本人への制度の周知及び避難支援等関係者への情報提供同意確認	市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知・郵送による同意確認																																																														
5	避難行動要支援者の情報提供に同意した者の情報を整理	提供用名簿の作成																																																														
6	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	情報の管理方針についても研修																																																														
7	提供用名簿の提供	避難行動要支援者情報の提供を受ける者の守秘義務の確保																																																														
8	一人ひとりの個別計画の作成・整理	三																																																														
9	以後、継続的に登録情報を更新	一																																																														
手順	実施事項	備考																																																														
1	<del>消防団、自主防災組織、福祉関係者等への説明会</del>	<del>制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催</del>																																																														
2	関係機関共有方式による情報共有	要援護者名簿の提供（協定書の取交わり）																																																														
3	関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所順にするなどし、避難支援用に整理	＝																																																														
4	要援護者本人への制度の周知	市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知																																																														
5	自主防災組織、民生委員等による、要援護者本人からの情報収集（同意方式）	＝																																																														
6	<del>一人ひとりの個別避難支援プランの作成・整理</del>	<del>＝</del>																																																														
7	<del>消防団、自主防災組織、福祉関係者等への説明会</del>	<del>情報の管理方針についても研修</del>																																																														
8	個別避難支援プランを避難支援者、情報共有者へ配布（情報の共有化）・訓練	個別避難支援プラン（要援護者情報）の提供を受ける者の守秘義務の確保																																																														
9	<del>以後、関係機関共有方式や同意方式を活用しつづけて、日常的に登録情報を更新</del>	<del>＝</del>																																																														
114	新 2-137	<p>(10) 防災訓練の実施</p> <p>市は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。</p> <p>また、社会福祉施設との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。</p>	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府, H25. 8）</li> <li>県 H25</li> </ul>																																																												
115	新 2-137	<p>4. 2 要配慮者全般の安全対策</p> <p>本市は、避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。</p>	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県 H25</li> </ul>																																																												

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>(1) 地域との連携</u></p> <p><u>①近隣住民とのコミュニティづくり</u> 災害時の近隣住民の助け合いによる避難行動を促進するため、平常時から地域活動を通じた、高齢者、乳幼児をもつ家庭、障害者等とのコミュニケーションづくりを推進し、<u>要配慮者等を含めた防災訓練を実施するなど、地域での要配慮者支援体制の基盤づくりに努める。</u></p> <p><u>②役割分担の明確化</u> <u>市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時から連携体制の確立に努める。</u></p> <p><u>③社会福祉施設との連携</u> <u>市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図っておく。</u> <u>また、災害時には、福祉避難所の開設や被災者に対する給食サービス、介護相談など施設が有する機能の活用も図っていく。</u></p> <p><u>④見守りネットワーク等の活用</u> <u>市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時から連携体制の確立に努める。</u></p>	<p><del>(2)</del>近隣住民とのコミュニティづくり 災害時の近隣住民の助け合いによる避難行動を促進するため、平常時から地域活動を通じた、高齢者、乳幼児をもつ家庭、障害者等とのコミュニケーションづくりを推進し、<del>要援護者等</del>を含めた防災訓練を実施するなど、<del>地域での災害時要援護者支援体制の基盤づくりに努める。</del></p> <p>(新規)</p>	
116	新 2-138	<p><u>(2) 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備</u> <u>障害者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、携帯電話の文字メールの活用、手話通訳者や要約筆記者の確保、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者を考慮した生活援助物資備蓄及び調達先の確保等、要配慮者等に対して可能な限り配慮した避難所の生活が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。</u></p>	<p><del>(4)</del> 災害時要援護者に配慮した避難所運営体制の整備 障害者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置、携帯電話の文字メールの活用、手話通訳者や要約筆記者の確保等、<del>災害時要援護者を考慮した生活援助物資備蓄及び調達先の確保等、災害時要援護者等に対して可能な限り配慮した避難所の生活が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。</del></p>	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮すること。		
117	新 2-138	(3) 防災知識の普及・啓発 要配慮者及びその関係者を対象に、パンフレット、チラシなどを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。	<del>(5)</del> 防災知識の普及・啓発 <del>災害時要援護者及びその介護者</del> を対象に、パンフレット、チラシなどを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。	・内容の適正化
118	新 2-139	(5) 防災基盤の整備 市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。 また、市、県、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、市及び県は、その他の集客施設における取組を促進する。	(新規)	・県H25
119	新 2-139	4.3 社会福祉施設入所者等に対する安全対策 本市は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設の入所者等に対する安全対策を以下の方策をもって推進する。	<del>4.2</del> 社会福祉施設等の災害時要援護者に対する安全対策 本市は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設等の災害時要援護者に対する安全対策を以下の方策をもって推進する。	・内容の適正化
120	新 2-139	(1) 災害対策を網羅した計画の策定 施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。 ③施設間の相互支援システムの確立 市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合でも、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。	(1) <del>震災対策</del> 計画の策定 施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な地震の発生を想定した <del>震災対策</del> 計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。 ③施設間の相互支援システムの確立 市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合でも、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。</p> <p><u>また、施設管理者は、県内又は近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。</u></p> <p><u>④被災した在宅の要配慮者の受入れ体制の整備</u></p> <p><u>施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。</u></p>	<p>施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。</p>	
121	新 2-140	<p>(3) 防災訓練の充実</p> <p>施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するように努める。</p> <p><u>特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入を想定した開設訓練を実施するものとし、市は県と協力してこれを促進する。</u></p>	<p>(3) 防災訓練の充実</p> <p>施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するように努める。</p>	・ 県H25
122	新 2-141	<p><u>4.4</u> 外国籍市民に対する安全対策</p> <p>本市には、平成25年1月1日現在、4,732人（総人口に占める割合は1.4%）の<u>外国籍の住民登録</u>がされている。</p> <p>（略）</p>	<p><del>4.3</del> 外国籍市民に対する安全対策</p> <p>本市には、平成25年1月1日現在、4,732人（総人口に占める割合は1.4%）の<u>外国人登録</u>がされている。</p> <p>（略）</p>	・ 内容の適正化
123	新 2-141	<p>(1) 外国籍市民の所在把握</p> <p>本市は、地震災害時における外国籍市民の安否確認等を迅速に実施し、円滑な支援ができるように、平常時における<u>住民登録</u>の推進を図り、外国籍市民の人数や所在の把握に努める。</p>	<p>(1) 外国籍市民の所在把握</p> <p>本市は、地震災害時における外国籍市民の安否確認等を迅速に実施し、円滑な支援ができるように、平常時における<u>外国人登録</u>の推進を図り、外国籍市民の人数や所在の把握に努める。</p>	・ 内容の適正化
124	新 2-141	<p>(2) 防災知識の普及・啓発</p> <p><u>市は、日本語を理解出来ない外国人に対して外国語に翻訳した防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用</u></p>	<p>(2) 防災知識の普及・啓発</p> <p><u>外国語に翻訳した防災に関するパンフレットの作成</u>→配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。</p>	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>事務所等、様々な交流機会や受け入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p>また、広報紙やテレビ、ラジオ、生活ガイドブック、パソコン通信等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係る行政情報についての外国語による情報提供に努める。</p>	<p>また、広報紙やテレビ、ラジオ、生活ガイドブック、パソコン通信等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係る行政情報についての外国語による情報提供に努める。</p>	
125	新 2-142	<p>(5) 誘導標識、避難場所案内板等の設置</p> <p>誘導標識、避難場所案内板等について、地図や外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。</p>	<p>(5) 誘導標識、避難場所案内板等の設置</p> <p>誘導標識、避難場所案内板等について、地図や外国語を併記するよう努める。</p>	・ 県H25
126	新 2-143	<p><b>第5 ボランティアとの連携</b></p> <p>5.1 連携体制の整備</p> <p>(2) ボランティア活動の環境整備</p> <p>現在、市内には福祉などの分野で様々なボランティア団体が活動している。</p> <p>災害時においても、これらボランティアによる救援活動が期待されるが、本市は日頃からボランティアの自主性を尊重しつつ、次に示すようなボランティアのための環境の整備に努める。</p>	<p><b>第5 ボランティアとの連携</b></p> <p>5.1 連携体制の整備</p> <p>(2) ボランティア活動の環境整備</p> <p>現在、市内には福祉などの分野で様々なボランティア団体が活動している。</p> <p>災害時においても、これらボランティアによる救援活動が期待されるが、本市は日頃から次に示すようなボランティアのための環境の整備に努める。</p>	・ 災対法改正
127	新 2-145	<p>5.2 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知</p> <p>埼玉県は、災害ボランティアとして活動を希望する個人又はグループを対象として、災害ボランティア活動の登録制度を創設している。</p> <p>本市は、市民・事業所等に対し、以下の方策をもって埼玉県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録の呼び掛けに努める。</p>	<p>5.2 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知</p> <p>埼玉県は、災害ボランティアとして活動を希望する個人又はグループを対象として、災害ボランティア活動の登録制度を創設している。</p> <p>本市は、市民・事業所等に対し、埼玉県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録の呼び掛けに努める。</p> <p><del>本市の県災害ボランティア登録制度の周知は、以下の方策をもつて実施する。</del></p>	・ 内容の適正化
128	新 2-145	<p>(1) 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知</p> <p>(略)</p> <p>上記ボランティア登録制度を市民に普及させるため、市社会福祉</p>	<p>(1) <del>災害ボランティアの登録</del></p> <p>(略)</p>	・ 内容の適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>協議会にボランティア担当窓口を設け、ボランティア希望者からの問合せの対応や登録あっせん等を行うなど、ボランティア活動体制の整備に努める。</u></p> <p><u>このため、ボランティア担当窓口は、県消防防災課と連絡をとり、円滑にボランティア登録活動が行われるよう情報交換を行う。</u></p>		
129	新 2-146	<p>(2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士登録の周知</p> <p>埼玉県はボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、震災時には市の要請に基づいて応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を行う。</p> <p><u>本市は、市民・事業所等に対して周知を図るとともに登録の呼びかけに努める。</u></p>	<p>(2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の登録</p> <p>埼玉県はボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、震災時には市の要請に基づいて応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を行う。</p>	・内容の適正化
130	—	(削除)	<p><del>(3) 災害ボランティアの周知</del></p> <p><del>埼玉県のボランティア登録制度を市民に普及させるため、市社会福祉協議会にボランティア担当窓口を設け、ボランティア希望者からの問合せの対応や登録あっせん等を行うなど、ボランティア活動体制の整備に努める。</del></p> <p><del>このため、ボランティア担当窓口は、県消防防災課と連絡をとり、円滑にボランティア登録活動が行われるよう情報交換を行う。</del></p>	・内容の適正化
131	新 2-157	<p>第2章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制の確立</p> <p>第1 配備体制と動員計画</p> <p>1.2 動員計画</p> <p>(2) 動員の方法</p> <p>①初動期の人員確保</p> <p><u>市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員</u></p>	<p>第2章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制の確立</p> <p>第1 配備体制と動員計画</p> <p>1.2 動員計画</p> <p>(2) 動員の方法</p> <p>(新規)</p>	・県H26案

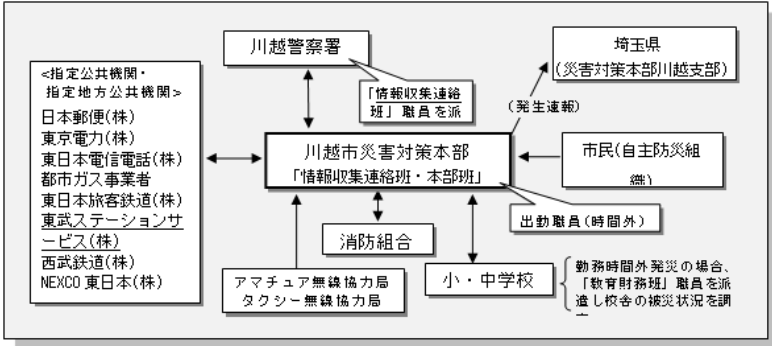
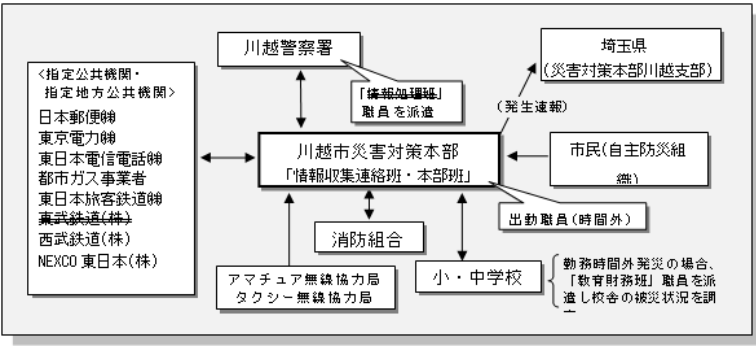


No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由										
		<p><u>の早期確保を図る。</u></p> <p><u>合わせて、勤務時間内外によって、次の方法で動員を行うものとする。</u></p>												
132	新 2-159	<p>(5) 職員及び職員の家族の被災状況の把握等</p> <p>「職員班」は、職員及び職員の家族の被災状況を把握するとともに、勤務時間中に発災した場合においては、職員が家族の安否を確認する手段の確保等の措置を講ずる。</p>	<p>(5) 職員及び職員の家族の被災状況の把握等</p> <p>「職員班」は、<del>各職員へ被災状況調査票を配布し</del>、職員及び職員の家族の被災状況を把握するとともに、勤務時間中に発災した場合においては、職員が家族の安否を確認する手段の確保等の措置を講ずる。</p>	・内容の適正化										
133	新 2-159	<p>(6) 職員の健康管理</p> <p><u>「職員班」は、職員の健康管理及び給食等に必要な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配意し、適切な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>また、災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、「職員班」は「保健班」に協力を求めて、健康診断の実施や職員用救護所（メンタルケアを含む。）を設置するなどして職員の健康管理に努める。</u></p>	<p>(6) 職員の健康管理</p> <p>災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、「職員班」は「保健班」に協力を求めて、健康診断の実施や職員用救護所（メンタルケアを含む。）を設置するなどして職員の健康管理に努める。</p>	・県H25										
134	新 1-162	<p><b>第2 災害対策本部の設置・運営</b></p> <p>2.1 災害対策本部の設置</p> <p>(6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表</p> <p>■本部設置及び閉鎖の通知・公表（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">市民</td> <td style="width: 40%;">市防災行政無線（固定系）</td> <td style="width: 40%;">本部班</td> </tr> <tr> <td>市ホームページ、ツイッター、災害ブログ、メール配信</td> <td>情報処理班</td> </tr> </table>	市民	市防災行政無線（固定系）	本部班	市ホームページ、ツイッター、災害ブログ、メール配信	情報処理班	<p><b>第2 災害対策本部の設置・運営</b></p> <p>2.1 災害対策本部の設置</p> <p>(6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表</p> <p>■本部設置及び閉鎖の通知・公表（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">市民</td> <td style="width: 40%;">市防災行政無線（固定系）</td> <td style="width: 40%;">本部班</td> </tr> <tr> <td>市ホームページ</td> <td>情報処理班</td> </tr> </table>	市民	市防災行政無線（固定系）	本部班	市ホームページ	情報処理班	・内容の適正化
市民	市防災行政無線（固定系）	本部班												
	市ホームページ、ツイッター、災害ブログ、メール配信	情報処理班												
市民	市防災行政無線（固定系）	本部班												
	市ホームページ	情報処理班												
135	新 2-165	<p>2.3 災害対策本部運営の留意事項</p> <p>(4) 情報共有</p> <p>災害対策本部の各班は、収集した情報を速やかに情報収集連絡班</p>	<p>2.3 災害対策本部運営の留意事項</p> <p>(4) 情報共有</p> <p>災害対策本部の各班は、収集した情報を速やかに情報収集連絡班</p>	・内容の適正化										

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		に報告する。情報収集連絡班は取りまとめた情報を一元管理し、適宜、各班に伝達し、庁内における情報の共有化を図る。	に報告し、情報収集連絡班は取りまとめた情報を適宜、各班に伝達し、庁内における情報の共有化を図る。	
136	新 2-169	<b>第3 情報通信手段の確保</b> 3.2 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (3) 非常電話及び緊急通話等の利用 ③非常通話・緊急通話の要領 本市における非常通話及び緊急通話の要領は、次のとおりである。 ・NTT（102）を呼び出し、通話の種類（非常か緊急）と内容を伝え、市役所の登録番号（224-8839）を伝える。 ・相手方の電話番号を伝える。 注) 102 番のサービスは、平成 27 年 7 月 31 日をもって終了となる。	<b>第3 情報通信手段の確保</b> 3.2 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (3) 非常電話及び緊急通話等の利用 ③非常通話・緊急通話の要領 本市における非常通話及び緊急通話の要領は、次のとおりである。 ・NTT（102）を呼び出し、通話の種類（非常か緊急）と内容を伝え、市役所の登録番号（224-8839）を伝える。 ・相手方の電話番号を伝える。	・内容の適正化
137	新 2-179	<b>第6 広域応援等</b> 6.6 広域応援の実施 <u>市は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、災害対策基本法及び相互応援協定に基づき、次の物的・人的応援を迅速・的確に実施する。また、県が行う広域応援活動に協力するものとする。</u> <input type="checkbox"/> 実施事項	<b>第6 広域応援要請等</b> (新規)	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>○<u>応急対策活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県後方応援本部が実施する応援活動への協力</u></li> <li>・<u>緊急消防援助隊の派遣</u></li> <li>・<u>活動拠点等における救出救助活動</u></li> <li>・<u>広域応援要員の派遣</u></li> <li>・<u>広域一時滞在者の受入れ（「本編 第2章 第2節 『12. 6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ』」参照。）</u></li> <li>・<u>被災市町村のがれき処理への協力</u></li> <li>・<u>環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援</u></li> </ul> <p>○<u>復旧・復興</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）</u></li> <li>・<u>ライフライン施設の復旧活動支援</u></li> <li>・<u>他市町村からの火葬依頼への対応</u></li> <li>・<u>空き工場・作業場の情報提供、斡旋の協力</u></li> <li>・<u>被災者の生活支援</u></li> <li>・<u>政府の災害対応及び業務継続の支援</u></li> </ul>		
138	新 2-202	<p><b>第2節 発災初期における災害応急対策活動</b></p> <p>第1 地震に関する情報の収集・伝達</p> <p>1.1 基本方針</p> <p><u>(1) 地震情報の伝達</u></p> <p>本市で地震が発生した場合の震度は、市役所本庁舎、市立川越高校及び埼玉県川越比企地域振興センターに設置した計測震度計により把握し、<u>震度5弱以上</u>の場合は市防災行政無線（固定系）を通じて市民に伝達する。</p> <p>県内各市町村の震度については、埼玉県震度情報ネットワークシステムにより把握する。気象庁から発表される震度速報、地震情報については、<u>県防災行政無線、ラジオ、テレビ等</u>を通じて入手する。</p>	<p><b>第2節 発災初期における災害応急対策活動</b></p> <p>第1 地震に関する情報の収集・伝達</p> <p>1.1 基本方針</p> <p>本市で地震が発生した場合の震度は、市役所本庁舎、市立川越高校及び埼玉県川越比企地域振興センターに設置した計測震度計により把握し、<del>震度4以上</del>の場合は市防災行政無線（固定系）を通じて市民に伝達する。</p> <p>県内各市町村の震度については、埼玉県震度情報ネットワークシステムにより把握する。気象庁から発表される震度速報、地震情報については、<u>県防災行政無線、ラジオ、テレビ等</u>を通じて入手する。</p>	・内容の適正化
139	新 2-202	<p><u>(2) 緊急地震速報の伝達</u></p> <p><u>気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）を通して住民に伝達する。</u></p> <p><u>市は、伝達を受けた緊急地震速報を、自動起動により市防災行政無線で住民等への伝達する。</u></p>	（新規）	・県H25

No	頁	新文書 (案)	旧文書 (現行計画)	修正根拠・理由
140	新 2-202	<p>1.2 情報の収集・伝達系統</p> <p>■地震情報の収集伝達体制</p> <p>—— : 法令(気象業務法)等による通知系統  - - - : 地域防災計画による通知系統  . . . : 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達系統  = = = : 伝達系統</p>	<p>1.2 情報の収集・伝達系統</p> <p>■地震情報の収集伝達体制</p> <p>—— : 法令(気象業務法)等による通知系統  - - - : 地域防災計画による通知系統  . . . : 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達系統  = = = : 伝達系統</p>	<p>・ 県H25</p>
141	新 2-207	<p>第3 災害情報の収集・伝達・共有</p> <p>3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達(発生速報)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、「情報収集連絡班」は、各部班及び関係機関から以下により、市内の概括的な被害程度を把握し、「本部班」に報告する。</p> <p>「本部班」は、把握した情報の第1報を『発生速報』として、県防災情報システム(使用できない場合は防災行政無線FAX)を用いて埼玉県に報告することにより応援体制の早期確立を求める。</p> <p>埼玉県に報告できない場合は、<u>直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する</u>(災対法第53条第1項括弧書)。</p> <p>なお、消防機関への通報が殺到した場合は、消防組合が上記に関わらず直ちに通報の殺到について消防庁又は埼玉県に報告する。</p>	<p>第3 災害情報の収集・伝達・共有</p> <p>3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達(発生速報)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、「情報収集連絡班」は、各部班及び関係機関から以下により、市内の概括的な被害程度を把握し、「本部班」に報告する。</p> <p>「本部班」は、把握した情報の第1報を『発生速報』として、県防災情報システムを用いて埼玉県に<u>少なくとも発災後1時間を目標に</u>報告することにより応援体制の早期確立を求める。</p> <p>埼玉県に報告できない場合は、消防庁へ<u>直接</u>報告する(災対法第53条第1項括弧書)。</p> <p>なお、消防機関への通報が殺到した場合は、消防組合が上記に関わらず直ちに通報の殺到について消防庁又は埼玉県に報告する。</p>	<p>・ 県H25  ・ 災対法</p>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
142	新 2-208	<p>(3) 収集系統（加入電話、FAX、市防災行政無線（移動系）等による）</p> <p>本活動は、迅速性を優先するため、消防機関を除き、それぞれ把握した情報を直接「情報収集連絡班」に報告する。</p> <p>「本部班」は、収集した情報を『発生速報』として埼玉県へ報告する。『発生速報』報告後の情報収集・伝達は「3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達」による。</p> <p>■発災初期の情報収集経路（発生速報）</p> 	<p>(3) 収集系統（加入電話、FAX、市防災行政無線（移動系）等による）</p> <p>本活動は、迅速性を優先するため、消防機関を除き、それぞれ把握した情報を直接「情報収集連絡班」に報告する。</p> <p>「本部班」は、<del>1時間を目安に</del>収集した情報を『発生速報』として埼玉県へ報告する。『発生速報』報告後の情報収集・伝達は「3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達」による。</p> <p>■発災初期の情報収集経路（発生速報）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県H25</li> <li>・内容の適正化</li> </ul>
143	新 2-210	<p>3.4 災害情報の収集・伝達</p> <p>(2) 情報の収集</p> <p><u>災害情報の収集にあたっては、川越警察署と緊密に連携して実施するものとし、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>また、「本部班」は、「情報収集連絡班」へ集約された被害情報に基づき情報分析を行うとともに本部会議に報告する。</u></p> <p>□情報収集の留意事項</p> <p>・被害程度の調査にあたっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告</p>	<p>3.4 災害情報の収集・伝達</p> <p>(新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県H25</li> <li>・内容の適正化</li> </ul>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>前に調整しておくものとする。</u></p> <p><u>・被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。</u></p> <p><u>・全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。</u></p> <p>■被害情報等の収集 (略)</p>		
144	新 2-211	<p>(3) 情報の伝達</p> <p>本部会議は、被害情報等から判断し本市の災害応急対策を決定し、各部へ指示、伝達する。</p> <p>(移動)</p> <p>■応急対策情報等の伝達 (略)</p>	<p>(2) 情報の<del>収集</del>・伝達</p> <p><del>「本部班」は、「情報収集連絡班」へ集約された被害情報に基づき情報分析を行うとともに本部会議に報告する。</del></p> <p>本部会議は、被害情報等から判断し本市の災害応急対策を決定し、各部へ指示、伝達する。</p> <p>■被害情報等の収集 <del>(略)</del></p> <p>■応急対策情報等の伝達 (略)</p>	・内容の適正化
145	新 2-214	<p>第4 広報活動</p> <p>4.2 初動期の広報</p> <p>(1) 初動期の広報の内容</p> <p>災害発生直後の広報としては、次に示す<u>情報</u>を中心に実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 広報活動</p> <p>4.2 初動期の広報</p> <p>(1) 初動期の広報の内容</p> <p>災害発生直後の広報としては、次に示す<u>市民の混乱防止情報、生存関連情報</u>を中心に実施する。</p> <p>(略)</p>	・内容の適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
146	新 2-215	(2) 初動期の広報手段 (略) ○広報車 原則として本市所有の広報車を使用する。 ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には、警察、消防、その他の関係機関の協力を要請する。 <u>また、広報担当者の安全確保に配慮して実施する。</u>	(2) 初動期の広報手段 (略) ○広報車 原則として本市所有の広報車を使用する。 ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には、警察、消防、その他の関係機関の協力を要請する。	・ 災対法改正
147	新 2-218	<b>第5 消防活動</b> 5.1 消防局による消防活動 大規模地震の発生に伴い消防局は、直ちに以下の消防活動にあたるものとする。 <u>なお、消防団を含め、消防機関においては、消防活動の実施にあたり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行するものとする。</u>	<b>第5 消防活動</b> 5.1 消防局による消防活動 大規模地震の発生に伴い消防局は、直ちに以下の消防活動にあたるものとする。	・ 災対法改正
148	新 2-219	5.2 消防団の活動 (1) 初期活動 発災初期の活動内容は、以下のとおりである。 □活動内容 ・各分団は、地震時には、分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強や必要機材を積載して出動準備を行う。 ・高い建物などを利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。	5.2 消防団の活動 (1) 初期活動 発災初期の活動内容は、以下のとおりである。 □活動内容 ・各分団は、地震時には、 <del>直ちに</del> 分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強 <del>及び可搬ポンプ</del> や必要機材を積載して出動準備を行う。 ・高い建物などを利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。	・ 内容適正化
149	新 2-220	(2) 消火活動 ②消火活動 地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防局及び市民や自主防災組織と協力して行う。	(2) 消火活動 ②消火活動 地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防局及び市民や自主防災組織と協力して行う。 <del>また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。</del>	・ 内容適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
150	新 2-224	<b>第6 救助・救急</b> 6.2 活動要領 (3) 活動体制 <u>③救急及び救助活動の必要な場合の体制</u> <u>救急救助に必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。</u> <u>④救助活動を必要としない場合の体制</u> <u>救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。</u>	<b>第6 救助・救急</b> 6.2 活動要領 (3) 活動体制 (新規)	・ 県H25
151	新 2-228	<b>第7 医療救護</b> 7.2 初動医療体制 (1) 初動医療体制の整備 「医療班」は、初動医療体制として医師会、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班を編成する。 特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、市内の医療機関及び助産所等の施設を利用して行うが、軽傷病者については避難所等に設置された医療救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。 (略)	<b>第7 医療救護</b> 7.2 初動医療体制 (1) 初動医療体制の整備 「医療班」は、初動医療体制として医師会、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班を編成する。 特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、 <del>「診療所班」</del> 市内の医療機関及び助産所等の施設を利用して行うが、軽傷病者については避難所等に設置された医療救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。 (略)	・ 内容の適正化
152	新 2-230	7.3 負傷者等の搬送体制 (3) 二次搬送方法 次の体制により、二次搬送を実施する。 <input type="checkbox"/> 二次搬送の方法 ・ 市内病院・一般診療所で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、「医療班」及び救護医療機関等が協力して実施する。 ・ 後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、 <u>県防災ヘリヤ</u>	7.3 負傷者等の搬送体制 (3) 二次搬送方法 次の体制により、二次搬送を実施する。 <input type="checkbox"/> 二次搬送の方法 ・ 市内病院・一般診療所で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、「医療班」及び救護医療機関等が協力して実施する。 ・ 後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、 <u>ドクターヘリ</u>	・ 県H25



No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由						
		ドクターヘリなどを要請する。	などを要請する。							
153	新 2-231	7.4 後方医療体制 (2) 広域医療協力体制 「本部班」は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の諸問題に対し、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力体制により対応する。	7.4 後方医療体制 (2) 広域医療協力体制 「本部班」は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の諸問題に対し、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力体制により対応すべく整備を進める。	・内容の適正化						
154	新 2-242	<b>第10 緊急輸送手段の確保</b> <b>10.6 燃料の確保</b> 市は、災害対策活動に必要なエネルギー（石油類燃料）を確保するため、災害協定に基づき、埼玉県石油商業組合川越支部に燃料の供給を要請する。	<b>第10 緊急輸送手段の確保</b> (新規)	・災害協定						
155	新 2-244	<b>第11 二次災害の防止</b> 11.2 民間建物の応急危険度判定 <b>(1) 判定士の確保</b> 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するため、市内の応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保する。 また、必要に応じて県に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。	<b>第11 二次災害の防止</b> 11.2 民間建物の応急危険度判定 (新規)	・県H25						
156	新 2-252	<b>第12 避難活動</b> 12.2 避難勧告又は指示 ■避難勧告、指示の実施責任者（抜粋） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">警察官</td> <td style="width: 60%; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。</li> <li>・市長から要求があったとき。</li> </ul> </td> <td style="width: 20%; padding: 2px; text-align: center;">           災対法第61条 警察官職務執行法 第4条         </td> </tr> </table>	警察官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。</li> <li>・市長から要求があったとき。</li> </ul>	災対法第61条 警察官職務執行法 第4条	<b>第12 避難活動</b> 12.2 避難勧告又は指示 ■避難勧告、指示の実施責任者（抜粋） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">警察官</td> <td style="width: 60%; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。</li> <li>・市長から要求があったとき。</li> </ul> </td> <td style="width: 20%; padding: 2px; text-align: center;">           災対法第61条         </td> </tr> </table>	警察官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。</li> <li>・市長から要求があったとき。</li> </ul>	災対法第61条	・警察官職務執行法
警察官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。</li> <li>・市長から要求があったとき。</li> </ul>	災対法第61条 警察官職務執行法 第4条								
警察官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。</li> <li>・市長から要求があったとき。</li> </ul>	災対法第61条								
157	新 2-253	(3) 避難勧告、指示の内容及び伝達 ③住民への周知	(3) 避難勧告、指示の内容及び伝達 ③住民への周知	・内容の適正化						

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																																		
		□伝達方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・広報車</li> <li>・サイレン、警鐘</li> <li>・標識等</li> <li>・口頭伝達</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・<u>防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、災害情報ブログ、ツイッター</u></li> <li>・外国語による防災放送</li> </ul>	□伝達方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・広報車</li> <li>・サイレン、警鐘</li> <li>・標識等</li> <li>・口頭伝達</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・メール、ブログ、ツイッター</li> <li>・外国語による防災放送</li> </ul>																																			
158	新 2-254	1 2. 3 警戒区域の設定 (1) 設定権者 ■警戒区域の設定権者及びその内容 <table border="1" data-bbox="358 794 1081 1123"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>勧告・指示等の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。</td> <td>災対法第63条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官</td> <td>・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。</td> <td>災対法第63条第2項</td> </tr> <tr> <td>・市長若しくは委任を受けた職員から要求があったとき。</td> <td>災対法第63条第2項</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。</td> <td>災対法第63条第3項</td> </tr> <tr> <td>消防吏員又は消防団員</td> <td>・災害の現場において、活動確保を主目的として設定する。</td> <td>消防法第28条、水防法第21条</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	勧告・指示等の内容	備考	市長	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災対法第63条	警察官	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。	災対法第63条第2項	・市長若しくは委任を受けた職員から要求があったとき。	災対法第63条第2項	自衛官	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。	災対法第63条第3項	消防吏員又は消防団員	・災害の現場において、活動確保を主目的として設定する。	消防法第28条、水防法第21条	1 2. 3 警戒区域の設定 (1) 設定権者 ■警戒区域の設定権者及びその内容 <table border="1" data-bbox="1178 794 1901 1123"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>勧告・指示等の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。</td> <td>災対法第63条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官</td> <td>・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。</td> <td>災対法第63条</td> </tr> <tr> <td>・市長若しくは委任を受けた職員から要求があったとき。</td> <td>災対法第63条</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。</td> <td>災対法第63条</td> </tr> <tr> <td>消防吏員又は消防団員</td> <td>・災害の現場において、活動確保を主目的として設定する。</td> <td>消防法第28条、第36条</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	勧告・指示等の内容	備考	市長	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災対法第63条	警察官	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。	災対法第63条	・市長若しくは委任を受けた職員から要求があったとき。	災対法第63条	自衛官	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。	災対法第63条	消防吏員又は消防団員	・災害の現場において、活動確保を主目的として設定する。	消防法第28条、第36条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災対法</li> <li>・消防法</li> <li>・水防法</li> </ul>
実施責任者	勧告・指示等の内容	備考																																				
市長	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災対法第63条																																				
警察官	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。	災対法第63条第2項																																				
	・市長若しくは委任を受けた職員から要求があったとき。	災対法第63条第2項																																				
自衛官	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。	災対法第63条第3項																																				
消防吏員又は消防団員	・災害の現場において、活動確保を主目的として設定する。	消防法第28条、水防法第21条																																				
実施責任者	勧告・指示等の内容	備考																																				
市長	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災対法第63条																																				
警察官	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。	災対法第63条																																				
	・市長若しくは委任を受けた職員から要求があったとき。	災対法第63条																																				
自衛官	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。	災対法第63条																																				
消防吏員又は消防団員	・災害の現場において、活動確保を主目的として設定する。	消防法第28条、第36条																																				
159	新 2-255	1 2. 4 避難誘導及び移送 (4) <u>避難行動要支援者</u> に対する避難誘導 <u>避難行動要支援者</u> については、介助人の欠如、補装具の破損、避難所案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障害者）等によって、避難所への移動に支障を来すことが予測され、安否確認及び誘導等の避難支援が必要となる。	1 2. 4 避難誘導及び移送 (4) <del>災害時要援護者</del> に対する避難誘導 災害時要援護者については、介助人の欠如、補装具の破損、避難所案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障害者）等によって、避難所への移動に支障を来すことが予測され、安否確認及び誘導等の避難支援が必要となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災対法改正</li> <li>・県H25</li> </ul>																																		

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>避難誘導者は、把握した避難行動要支援者情報に基づき付近住民や自主防災組織等に協力を呼び掛け、<u>避難行動要支援者の安否確認</u>及び誘導等の避難支援に努めなければならない。</p> <p>災害時、市民の生命や身体を緊急に保護する必要がある場合、市は、本人の同意を得ずして、避難行動要支援者名簿を自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉事務所、その他避難支援等の実施に携わる関係者に対して提供し、<u>避難行動要支援者情報</u>の共有により円滑な避難支援に努める。なお、名簿の提供にあたっては、市は名簿を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置をとる。</p> <p><u>避難行動要支援者を適切に避難誘導するとともに、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得て安否確認を行い、把握した情報については関係者との共有に努める。</u></p> <p>また、ホームヘルパー、ケースワーカー等の福祉関係者は、<u>避難行動要支援者の安否確認及び誘導等の避難支援を最優先として初動活動を実施するものとする。</u></p>	<p>避難誘導者は、把握した<del>災害時要援護者情報</del>に基づき付近住民や自主防災組織等に協力を呼び掛け、<del>災害時要援護者の安否確認</del>及び誘導等の避難支援に努めなければならない。</p> <p>災害時、市民の生命や身体を緊急に保護する必要がある場合、市は、本人の同意を得ずして、災害時要援護者の名簿を自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉事務所、その他避難支援等の実施に携わる関係者に対して提供し、<del>災害時要援護者情報</del>の共有により円滑な避難支援に努める。なお、名簿の提供にあたっては、市は名簿を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置をとる。</p> <p><del>災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、</del>地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、<del>平常時から災害時要援護者に関する情報を把握の上、</del>関係者との共有に努める。</p> <p>また、ホームヘルパー、ケースワーカー等の福祉関係者は、<del>災害時要援護者の安否確認及び誘導等の避難支援を最優先として初動活動を実施するものとする。</del></p>	
160	新 2-256	<p>1 2. 5 避難所の開設</p> <p>「避難所運営班」及び各施設管理者は、震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以下の震度でも自宅等で生活することが困難な者が生じた場合、避難所に指定した施設の安全を点検し、速やかに避難所を開設する。<u>なお、避難所の開設は、あらかじめ策定した避難所運営マニュアルに基づき実施する。</u></p>	<p>1 2. 5 避難所の開設</p> <p>「避難所運営班」及び各施設管理者は、震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以下の震度でも自宅等で生活することが困難な者が生じた場合、避難所に指定した施設の安全を点検し、速やかに避難所を開設する。</p>	・内容の適正化
161	新 2-256	<p>(1) 避難施設</p> <p>避難所の開設については、<u>指定避難所</u>を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、<u>旅館、ホテル、神社等の既存建物を各管理者の許可を得たうえで</u>応急的に使用する。ただし、これらの</p>	<p>(1) 避難施設</p> <p>避難所の開設については、<del>あらかじめ指定している施設</del>を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、<del>指定されている施設</del>の敷地内にテント等により仮設するものとする（野外テントにつ</p>	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>適当な施設を得難いときは、指定避難所の敷地内にテント等により仮設するものとする（野外テントについては、自衛隊へ設営依頼を行う）。</p>	<p>いては、自衛隊へ設営依頼を行う）。</p>	
162	新 2-259	<p><u>1 2. 6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ</u></p> <p><u>大規模災害発生時に、本市の避難者発生状況を踏まえつつ、被災した相互応援協定市町村又は県を通じて他市町村から避難者（広域一時滞在者）の受入れについて要請があり、被害の状況等から受入れの必要があると判断した場合は、広域一時滞在のための避難所を提供する。</u></p> <p><u>被災市町村から広域一時滞在者を受入れた場合、市は、自主防災組織や災害ボランティア等の協力を得て、避難所の運営を支援する。</u></p> <p><u>(1) 避難所開設の公示及び避難者の収容</u></p> <p><u>市は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。</u></p> <p><u>(2) 避難所の管理運営</u></p> <p><u>「第2編 第2章 第3節 『第3 避難所の運営』」を参照する。</u></p> <p><u>(3) 要配慮者への配慮</u></p> <p><u>市は、要配慮者に配慮した避難所の選定・開設に留意する。</u></p> <p><u>また、県と連携して、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。</u></p> <p><u>(4) 避難者登録システム等の活用</u></p> <p><u>県は、避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・ 県H25</p>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		提供するものとし、市はこれに協力する。		
163	新 2-263	<b>第13 給水活動</b> 13.4 施設の応急復旧 <u>応急復旧については、「本節『第18 ライフラインの応急対策』により行う。</u>	<b>第13 給水活動</b> 13.4 施設の応急復旧 <del>(1) 応急復旧の実施            震災時における応急給水は、断水状況及び水源状況を的確に把握し、迅速に実施する。</del> <del>(2) 応急復旧対策            水道復旧班は、取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から避難場所等に至る基幹管路の復旧を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。</del> <del>(3) 資機材の調達            応急復旧資機材は、市備蓄分の他、関係機関（他市町村等、日本水道協会）及び関係業者から調達する。</del>	・内容の適正化
164	新 2-268	<b>第14 食料の供給</b> 14.3 食料の調達・供給 (3) 県備蓄食料の放出及び調達の要請 災害の状況により、市備蓄食料の不足、関係業者からの調達が困難な状況の場合、埼玉県知事が定める範囲における県備蓄食料の放出及び調達の要請を行うものとする。 また、災害救助法が適用され、あらかじめ埼玉県知事から指示される範囲で、 <u>農林水産省生産局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき</u> 応急用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。	<b>第14 食料の供給</b> 14.3 食料の調達・供給 (3) 県備蓄食料の放出及び調達の要請 災害の状況により、市備蓄食料の不足、関係業者からの調達が困難な状況の場合、埼玉県知事が定める範囲における県備蓄食料の放出及び調達の要請を行うものとする。 また、災害救助法が適用され、あらかじめ埼玉県知事から指示される範囲で、 <del>関東農政局又は政府食料を保管する倉庫の責任者</del> に対し、応急用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。	・県H25
165	新 2-271	<b>第15 生活必需品等の供給・貸与</b> 15.1 生活必需品等の需要の把握 「避難所運営班」は、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所	<b>第15 生活必需品等の供給・貸与</b> 15.1 生活必需品等の需要の把握 「避難所運営班」は、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>となった施設の管理者から把握し「食料・物資調達班」に報告する。</p> <p>なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。<u>また、季節に応じた供給、要配慮者や女性等に配慮した供給を行うものとする。</u></p>	<p>となった施設の管理者から把握し「食料・物資調達班」に報告する。</p> <p>なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。</p>	
166	新 2-275	<p><b>第16 要配慮者の安全確保</b></p> <p>16.1 高齢者、障害者等の安全確保</p> <p>(1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策</p> <p>③被災状況の確認、受入れ先の確保及び移送</p> <p>「<u>要配慮者支援班</u>」は、<u>社会福祉施設の被災状況を確認し、必要に応じて医療機関及び社会福祉施設等の受入れ先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。</u></p>	<p><b>第16 要配慮者の安全確保</b></p> <p>16.1 高齢者、障害者等の安全確保</p> <p>(1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策</p> <p>③受入れ先の確保及び移送</p> <p>「<u>要援護者支援班</u>」は、医療機関及び社会福祉施設等の受入れ先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。</p>	・内容の適正化
167	新 2-276	<p>(3) <u>避難所における支援</u></p> <p>市は、ボランティア等と協力して、避難所へ移動した要配慮者について、その状況を把握し、次に示す適切な福祉サービスの提供に努める。</p> <p><u>□避難所における支援内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>要配慮者の要望把握や安全確保（DV被害の防止等）のために、福祉・保健担当職員、自主防災組織、民生・児童委員、ボランティア等によって定期的なパトロールを実施するとともに相談窓口を開設する。</u></li> <li>・<u>インフルエンザや肺炎等による避難者の身体の状況の悪化に的確に対応できるように、医師、看護師等による巡回診療を行う。</u></li> <li>・<u>介護用品、生理用品等の確保</u></li> <li>・<u>障害者に対する補装具等の迅速かつ円滑な交付</u></li> <li>・<u>要配慮者に配慮した食事の提供（軟らかい食事、粉ミルクの提供等）</u></li> <li>・<u>介助入浴サービスの実施</u></li> </ul>	(新規)	・風水害対策編との整合

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者に配慮した情報提供体制</li> <li>・出入口等の段差の解消、通路の確保、障害者用トイレの設置</li> <li>・空調や騒音にも配慮し、可能な限り快適な環境を確保する。</li> </ul>		
168	新 2-277	<p>1 6 . 2 外国籍市民の安全確保</p> <p>(2) 安否確認の実施</p> <p>「国際班」は、自主防災組織、防災関係組織等の情報をもとに、外国籍市民用安否確認カード等を活用し、外国籍市民の安否を確認するとともに、その調査結果を「本部班」を通じて埼玉県に報告する。</p>	<p>1 6 . 2 外国籍市民の安全確保</p> <p>(2) 安否確認の実施</p> <p>「国際班」は、自主防災組織、防災関係組織等の情報をもとに、<del>外国人登録者名簿</del>外国籍市民用安否確認カード等を活用し、外国籍市民の安否を確認するとともに、その調査結果を「本部班」を通じて埼玉県に報告する。</p>	・内容の適正化
169	新 2-279	<p><b>第 1 7 遺体の取扱い</b></p> <p>1 7 . 1 遺体の捜索</p> <p>遺体及び行方不明の状態にある者の捜索は、本市が埼玉県、自主防災組織及び日本赤十字奉仕団等の協力のもとに実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察、自衛隊へ協力を要請する。</p> <p>また、本市は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、<u>警察と連携を図りながら</u>問合せ等に対応するものとする。</p>	<p><b>第 1 7 遺体の取扱い</b></p> <p>1 7 . 1 遺体の捜索</p> <p>遺体及び行方不明の状態にある者の捜索は、本市が埼玉県、自主防災組織及び日本赤十字奉仕団等の協力のもとに実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察、自衛隊へ協力を要請する。</p> <p>また、本市は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、問合せ等に対応するものとする。</p>	・県H25
170	新 2-280	<p>1 7 . 2 遺体の処理</p> <p>(2) <u>遺体収容所（安置所）の開設</u></p> <p>市は、二次災害のおそれのない適当な公共施設等に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。</p>	<p>1 7 . 2 遺体の処理</p> <p>(新規)</p>	・県H25
171	新 2-281	<p>(6) <u>遺体の収容（安置）・一時保存</u></p> <p>遺体の収容・一時保存にあたっては、次のことに留意して行う。</p> <p>□遺体の収容等にあたっての留意事項</p> <p>・延焼火災他により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、斎場に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。</p>	<p><del>(6)</del> 遺体の収容（安置）・一時保存</p> <p>遺体の収容・一時保存にあたっては、次のことに留意して行う。</p> <p>□遺体の収容等にあたっての留意事項</p> <p>・延焼火災他により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、斎場に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。</p>	・災害協定

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>・死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との災害協定に基づき調達する。</p>	<p>・死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を用意する。</p>	
172	新 2-282	<p>1 7. 3 遺体の埋・火葬 (5) 埋・火葬の方法</p> <p>埋・火葬は、市が行い、原則として火葬とする。川越市斎場での火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請する。<u>その際、火葬場までの遺体の搬送については、本市が負担するものとする。</u></p> <p>また、身元の確認ができない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、遺族に引き渡す。</p> <p>なお、災害応急埋葬場は、法人営墓地の中に所要の地積を確保し埋葬する。</p>	<p>1 7. 3 遺体の埋・火葬 (5) 埋・火葬の方法</p> <p>埋・火葬は、市が行い、原則として火葬とする。川越市斎場での火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請する。</p> <p>また、身元の確認ができない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、遺族に引き渡す。</p> <p>なお、災害応急埋葬場は、法人営墓地の中に所要の地積を確保し埋葬する。</p>	<p>・ 県H25</p>
173	新 2-285	<p><b>第18 ライフラインの応急対策</b></p> <p>1 8. 2 下水道施設 (4) 災害時の広報</p> <p>「下水道復旧班」は、「広報班」を通じて、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。<u>また、施設の被災状況によっては、未処理または処理が不十分なまま河川や海に放流されることになるため、市民に対して節水等による下水道使用の低減を呼びかけるものとする。</u></p>	<p><b>第18 ライフラインの応急対策</b></p> <p>1 8. 2 下水道施設 (4) 災害時の広報</p> <p>「下水道復旧班」は、「広報班」を通じて、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。</p>	<p>・ 事例</p>



No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
174	新 2-296	<p><b>第19 公共施設等の応急復旧</b></p> <p>19.5 鉄道</p> <p>(2) <u>東武ステーションサービス(株)</u>の応急対策</p> <p><u>東武ステーションサービス(株)</u>が実施する地震発生に伴う応急対策は、次のとおりである。</p> <p>①運転規制</p> <p>○運転指令者の取扱い</p> <p>運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報告を受けたときは、<u>東武鉄道(株)</u>「<u>運転取扱実施基準</u>」の定めに基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。</p> <p>○駅長の取扱い</p> <p>強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転上危険と認めるときは、列車運転を見合わせ、運転指令者に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>④事故発生時の救護活動</p> <p>列車脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧及び救急活動については、<u>東武鉄道(株)</u>「<u>運転取扱実施基準</u>」及び「<u>鉄道運転事故応急処理手続</u>」により処理をする。</p>	<p><b>第19 公共施設等の応急復旧</b></p> <p>19.5 鉄道</p> <p>(2) <del>東武鉄道(株)</del>の応急対策</p> <p><del>東武鉄道(株)</del>が実施する地震発生に伴う応急対策は、次のとおりである。</p> <p>①運転規制</p> <p>○運転指令者の取扱い</p> <p>運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報告を受けたときは、<del>運転取扱心得</del>の定めに基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。</p> <p>○駅長の取扱い</p> <p>強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転上危険と認めるときは、列車運転を見合わせ、運転指令者に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>④事故発生時の救護活動</p> <p>列車脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧及び救急活動については、<u>運転取扱実施基準</u>及び<u>鉄道運転事故応急処理手続</u>により処理をする。</p>	・内容の適正化